

昭和47年度 秋田城跡発掘調査概報

# 秋 田 城 跡



秋田市教育委員会

## 序

秋田城は、古代律令制における東北日本海側の中核基地として、奈良朝が北国経営の拡大強化をはかったところであることは、正史で明らかなるところである。

その実体については、これまで多くの先覚者によって調査がなされ、また、10年前の国営発掘調査ではその性格が解明されている。しかし、必ずしもその全容把握にはいたっていないのが実状である。こうしたことば、とりもなおきず秋田城跡の実体が、いかに複雑かつ特殊性を多く秘めているかを、如実に物語っているものと考えられる。

当市では、今年度からあらたに、秋田城跡発掘調査事務所を設け、その解明と保護対策を進めているが、事業遂行と概報をまとめるにあたっては、国・県・地元の関係者、並びに宮城県多賀城跡調査研究所の絶大なご援助と、直接発掘にたずさわったかたがたのご協力に対し深く感謝申しあげるとしだいである。

この概報が、広く一般の活用に資すとともに、同史跡の保護、さらには、東北古代史研究の一助となればまことに幸甚である。

昭和48年2月

秋田市教育長 船山忠重

## 秋田城跡発掘調査概報正誤表

5.47

頁	行	誤	正
1	29	土里遺構	土壘状遺構
2	5	フイゴロ	フイゴロ
2	6	鉄鐸	鉄鋸
2	8	西側	東側
12	22	は	はひだすきがみられる。
13	26	北東郭線遺構	北東外郭線遺構
14	29	(2)発見遺構(オ9回図版-6)	(2)発見遺構(オ9回図版-6.7)
20	15	b 遺構(オ2.13.14.15回)	b 遺構(オ12.13.14.15回)
27	20	14沢	14次
30	12	大土壘	内土壘
31	11		注ろ：注1に同じ

## 目

## 次

I 遺跡の現状.....	1
II 調査計画.....	3
(1) 調査にいたる経過.....	3
(2) 調査の計画.....	4
III 第5次発掘調査.....	6
(1) 調査経過.....	6
(2) 発見遺構.....	9
(3) 出土遺物.....	10
IV 第6次発掘調査.....	12
(1) 調査経過.....	12
(2) 発見遺構.....	13
V 第7次発掘調査.....	13
(1) 調査経過.....	13
(2) 発見遺構.....	14
(3) 出土遺物.....	16
VI 第8次発掘調査.....	18
(1) 調査経過.....	18
(2) 発見遺構.....	20
(3) 出土遺物.....	21
VII 考察.....	25
(1) 土器.....	25
(2) 勅使館地区土壠.....	28



発掘作業には、宮城県多賀城跡研究所員の他、青山学院大学3年、手塚均、立正大学3年、斎藤隆、中央大学4年、莊内昭男諸氏のご協力を得た。また、資料の実測にさいしてご協力下さった男鹿市公民館、鷹ノ巣町教育委員会、それに、日ごろご指導いただいている奈良修介、富樫泰時諸氏に厚く、お礼を申し述べるものである。



第1図

図版 1

秋田城跡航空写真





図版 2

上、勅使館全景 下、土 嶺

# I 遺跡の現状

約87haにおよぶ秋田城跡は、市中心部より約3km北西に位置し、秋田市寺内字大畠、鶴ノ木、焼山、大小路、神屋敷、児桜、高野および堂ノ沢の8つの大字に達する。

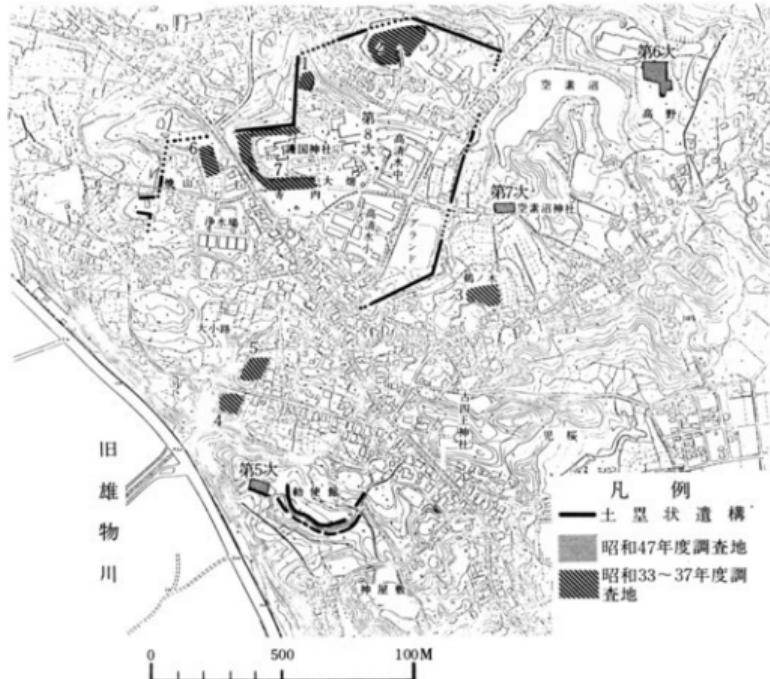
寺内一帯は、標高50m以下の微高な高清水丘陵である。この丘陵の地質は、第四系の疊層ないし含礫砂層（湯西層又は寺内層）からなっている。本層は良帶水層で、浸透水は飲料水として使用されている。（注1）。

丘陵北方は、港町として栄え、また江戸初期まで安東氏の居城として知られる湊城が存した市街地、土崎港町がある。東は、現在急激な宅地化が進みつつあるが、最近まで条里遺構が残存した「一の坪」と言われる田園地帯である。西には、旧雄物川が高清水丘陵西方直下にあり、わずか2kmで日本海にそそぐ。かつて、地質学の立場から、雄物川（秋田河）は天平の昔、高清水丘陵東側を流れていた（注2）との説を発表されたが、その後、地質学者、文献学者の間では、河道東側説は批判的であり、少なくとも歴史時代以降の河道の変遷はなかったというのが定説のようである（注3）。

日本海岸に隣接する高清水丘陵は、北西からの季節風を受けて、丘陵の北西部は2~10mの飛砂に覆われ、史跡北に位置する空素沼は、その昔、狼ヶ沢（大神ヶ沢）と呼ばれる沢であったが、近世になって飛砂で塞き止められ沼になったと考えられている。

現在寺内地区は、宅地化が急激に進み、史跡を南北に走る旧国道沿いは、住宅密集地帯であり、総戸数600戸を数える。史跡指定地内の約60%は山林、畑で16%は宅地によって占められている。丘陵上には、現存する遺構、および過去の調査において諸遺構群が確認されている。そのうち顕著なものに、多くの研究者から指摘され、また、昭和34~37年の国営発掘でも調査された土壙遺構がある。東側は高清水小学校グランドより始まり、北の幣切山地区、護國神社地区、西は焼山の一部にあり、原形は失なわれているが、ほぼその様相を知ることができる。総延長は約660mで、その一部は調査され、構築法、規模、伴出遺物が明らかにされている。また史跡南端通称勅使館と呼ばれる地域には、空堀を挟んで二重の土壙が巡っている。勅使館については、種々の思考がなされ、かつては秋田城=勅使館説もなされた（注4）。その後の研究の結果、秋田城を取り囲む外星線の一部と考えられるに至り、国営発掘では、古銭、磁器片が出土し、比較的時代の下った遺構であるとの結論が出された。今年度の土壙調査においても、土壙つき固め中より、瓦、須恵器、須恵系赤焼土器が出土することを確認している。さらに11月下旬に行った分布調査によって、第2図のような土壙遺構が確認され、土壙の状況、過去の調査結果、遺物、地形等から考え、土壙遺構を中心に約10万平方メートルの範囲が独立した1つの館跡であるとの推定に達した。

その他の土壙遺構としては、市水道局浄水場西の突出部の山林に見ることができる。南、北の高まり共に極めて小規模で、巾2~3m、高さ50~70cm程度である。この延長の遺構は、北では前回調査された土壙と考えられる。南延長線は宅地造成で斜面が大きく削除され不明であるが、12月の



第2図 史跡秋田城跡地形図及び調査地域図

分布調査で浄水場南斜面のカッティング部分に多数の土器片、瓦片の混入が確認されており、これらの調査が待たれる所である。

また、以前の国営発掘で明らかにされた地下遺構として下記のものがある。

護國神社北側の突出部平坦地からは、瓦を使用したカマド状の遺構があり、蜂窓とされている(第2図-1)。神社北側の沢を隔てた幣切山の調査では、10基のカマド跡が確認され、同時にフイゴロ、鉄錆等の出土より鐵治場跡とされている。現在山は削られ、中央の沢、沼は埋められ宅地と化している(第2図-2)。高清水小学校グランド東南の高台では、改築痕跡の認められる推定四天王寺跡が発見されている(第2図-3)。調査地の西側、一段低い場所は、現在畠地となっているが「雨池」と称し、つい最近まで水田に使用された湿地帯である。ここからは、多くの加工木片が出土している。勅使館の北、字大小路は大部分が南斜面の畠地からなっており、瓦、土器片の散布が多い地区である。前回の調査では、瓦、須恵器を伴う住居址が発見されている(第2図-4、5)。浄水場の北、字焼山では、西斜面を登り詰めた所の土塁が調査され、その東の畠地では地表下50cmの深さで、3棟の建築遺構と住居址が発見された(第2図-6)。秋田城跡の中心と考えられる護國神社境

内では、土壘、建築遺構、内柵列と共に、多数の土師、須恵そして「高」「秋田」刻印の格子目叩文平瓦が出土している（第2図-7）。以上、高清水丘陵の地形と現存遺構、それに前回発掘調査で発見された遺構群を概観してきた。

今後の問題としては、急激に増えつつある宅地造成と、各種土木工事による地下遺構破壊に対処すると共に、これから調査によって、秋田城の性格を明確化することであり、現在までの発掘調査による諸遺構群の発見は秋田城跡解明の大きな業績である。

しかし、発掘面積、その他の問題から十分な調査とは言えない面も少なくない。調査面積の増加、出土遺物の研究によって既発見遺構との関連が明確化され、遺跡全体の把握につながるものと考える。また季節風をまともに受ける丘陵地は、大部分が飛砂に覆われていることは前述の通りであるが、従来の発掘方法では、各作業に支障をきたす面が極めて多く、砂丘地における発掘方法も合わせて考える必要性がある。

（小松正夫）

（注1） 「秋田」 経済企画庁 昭和41年3月

（注2） 大橋良一 「地理学評論」—秋田断層、即ち天長大地震の震源に就て』 3卷8号

（注3） 新野直吉 「律令古代の東北」 昭和44年

藤岡一男 「秋田城跡発掘調査概報 第3次」 昭和36年

（注4） 鎌田正苗 「寺内旧蹟記」 —勅使館—

## II 調査計画

### （1）調査にいたる経過

昭和14年、史跡名勝天然記念物保存法にもとづき、史跡指定となった秋田城跡の調査研究は、近世中期以降、多くの先学者によってなされてきたところであるが、なかでも昭和7年、長年の研究をまとめて発表した故大山宏氏の業績（注1）は、高く評価されているところである。

また、同史跡の具体的な調査は、昭和33年、通称幣切山の無断現状変更にともない、緊急発掘調査を実施したことに発し、翌34年から37年までの4か年間、斎藤忠博士を総括責任者に迎え、国営発掘調査が行なわれた。

以来、この調査結果にもとづき、秋田市は、保護管理にあたってきたが、同史跡は、秋田市の中心市街地と土崎港町との間に位置し、一方、臨海工業地帯（旧雄物川）に接しているところから、開発あるいは、宅地造成等いわゆる都市化現象によって、その侵食は日増しに増大し、加えて約600世帯におよぶ指定地内の地域住民から出される現状変更許可申請が、年々増加の一途をたどり、保護管理は、ますます困難をきわめてきている。

こうした事態に対処するため、具体的な保護対策の確立が急務となって、遂に、重要地区保存のため土地の公有化、いわゆる買上げ事業が、昭和41年度から行なわれた。また、これと並行して行な

われた基本的保護管理計画の策定は、数度にわたって直接文化財保護委員会（現文化庁）調査官の現地指導を仰ぎ、作業を進めたのである。

しかし、同史跡の全体的性格が、いまだ不明確な点が多いところから、最終的保護管理計画の確立にはいたらず、これまでも、土地利用のことなどで、土地の所有者と管理団体との間で、トラブルの起ることもしばしばあった。

一方、重要保存地域における土地の公有化は、年々進められており、この地区的保護活用のために行なわれる環境整備事業を計画するため、史跡の構成要素となる遺構の確認、ひいては、全体的実体を速かに把握しなければならないことから、継続的発掘調査を実施することになり、文化庁の指導を得て、秋田城跡発掘調査事務所を現地に新設し、47年7月1日調査に着手した。

（注1）大山宏、深沢多市「秋田県史蹟調査報告 第一号」昭和7年

## (2) 調査の計画

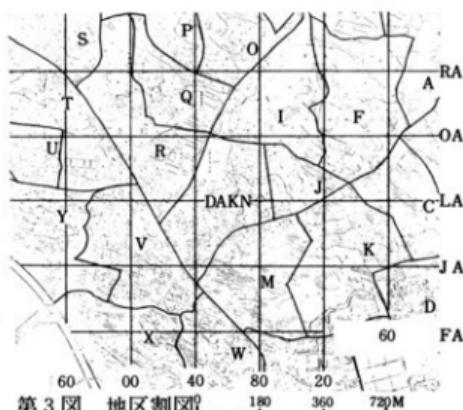
発掘調査事業を実施するにあたっては、さいわい、総事業費500万円（内、国庫補助率50%、県費補助率25%）の内示を得、さらに、宮城県教育庁の特段の配慮と多賀城跡調査研究所の理解によって、同所の指導協力のもとで調査を遂行することになった。

発掘調査の基本方針は、秋田城跡の実体を明らかにするとともに、保護対策樹立のための基礎資料を得ることとし、未調査地域の予備調査、並びに、現状変更等によって生じた緊急調査の必要ある地区を発掘調査することにした。具体的には、外郭線の確認に重点を置き、内郭部の調査もあわせて進めることにしたのである。

### 測量原点および地区設定

発掘調査を、円滑にしかも秩序だてて行なうため、測量原点を設置し、さらには、これから真北を軸線として方眼状の地区設定を行なった（第3図参照）。

測量原点の設定にあたっては、昭和34年から4年間にわたる国営発掘調査において、内柵列が発見された護國神社グランドの南寄りを選び、ここに任意のコンクリート柱を埋設してこれを原点と定め、さらに東、西、北にも各々コンクリート柱を埋設したのである。したがって、今後すべての発見遺構は、この原点から方



位、距離を計測することにしたのである。

地区割りにおいては、調査区域が広範なことと、出土遺物の整理、発掘区域の明確化等を考えあわせて、史跡指定地内を字界および道路を基準として24ブロックに分け、これにアルファベットを付し、さらに、その上に『秋田城』の略号『DAK』を記号として用いることにした。したがって、1ブロックを『DAKN』のごとく呼称することにしたのである。

さらに、上述の護国神社グランドの原点を基点として史跡全域に60m方眼をかけ、各ブロックを細分した。これらの方眼は便宜上、東西線を2文字のアルファベット、南北線は算用数字をあて1グリットの東南コーナーをそのグリット名とし、発掘時においてはこの60mの1グリットを、さらに3mグリットに細分して実施することにしたのである。なお原点はOA-00であり、東へ3m毎に99・98・97…と変化し、北へ3m毎にOB・OC…と変化させて命名した。

#### 次 数 の 扱 い

前の国営発掘調査においては、1年度をもって1回の次数とし、第4次まで使用しているので、この次数との重複をさけるため、47年度は第5次から始め、さらに、発掘調査地区ごと次数制を採用して明確化を期した。

#### 発 挖 調 査 の 計 画

第5次=外郭西南端部、通称勅使館の土壘（畠の耕作面積拡張のため土壘の一部が破壊）

第6次=内城北部、通称幣切山南側沢部（現状変更住宅増改築許可申請による緊急調査）

第7次=外郭北東部、通称築館中心部（保護対策の基礎資料を得るための調査）

以上、延べ面積1,322m<sup>2</sup>を発掘調査することに立案したのである。

しかしながら、当初予定した第6次の家屋の解体がおくれたため、第7次を第6次に繰り上げて調査を進めたが、その結果は後述のとおりで、おもわしくなかったため急撃、遺物の散布状態の濃密な東端に第7次を設定したのである。

また、調査実施中に、内城中心地と推定されている地域の護国神社から、社務所の一部を改築する旨、許可申請がなされたので、これを第8次とし、当初計画の第6次をこれに合併したのである。

さらにまた、第5次の土壘発掘作業中に周辺踏査を行なったところ、台地上南端にも顯著な土壘遺構を確認したので、落葉期を迎えた11月下旬、多賀城跡調査研究所の応援を得て実施した遺構遺物の分布調査の際、特に勅使館地区一帯を精査した。

その結果、次ぎのとおりの調査方向を得たのである。

イ、大小路の一部を含む勅使館地区は、遺構が非常によく保存されている。また、この地区が一つの郭をなす可能性が強いため、地形図（縮尺1/500、センター50cm）を作成する。

ロ、外側土壘には、切り割り遺構が認められるので、カヤ払いを行ない精査する。

ハ、地形測量を行なった地区は、当分の間、特別な事情のないかぎり発掘調査は行なわない。

以上の指導助言を仰ぎ、これにもとづいて12月早々作業を再会したが、その結果は後述の考察(2)のとおりである。

(佐々木栄孝)

### III 第5次発掘調査

#### (1) 調査経過

第5次発掘調査は、秋田市寺内字神屋敷の勅使館と通称される丘陵の一部を対象として行なった。この丘陵は、海拔30~40m位で、北西を頂点とし南東に開いた扇状を呈しており、西端は旧雄物川によって削られて断崖となり、北辺も浸蝕谷によって区画されている。この勅使館の丘陵の南斜面には、北西から南東方向に断続的に続く2列の土手状の高まりが認められる。この土手状の高まりについては、昭和34年~37年の発掘調査の際に秋田城外郭線をなす土塁跡と考えられている。

今回の調査では、2列の土手状の高まりのうち、南側のものはほぼ最西端にあたる地点を発掘した。この地点の地形は、北東から南西に開いた緩やかな谷であり、谷を横切って外溝する形で土手状の高まりが続いている。海拔高度は、土手状の高まりの内側(すなわち北側)で約28mである(第4図)。

この地点を発掘調査した動機は、最近に畠地化するため土手状の高まりの北半分が削平されたためである。削られた土手状の高まりの断面を観察したところ、土塁に通有な版築状の築成土層が認められた。このため、前回の発掘調査によって秋田城外郭土塁跡と判断されたこの遺構の構築状況および年代、土塁の周囲における施設の有無を確認し、土塁の性格を知ることを主な目的とした。

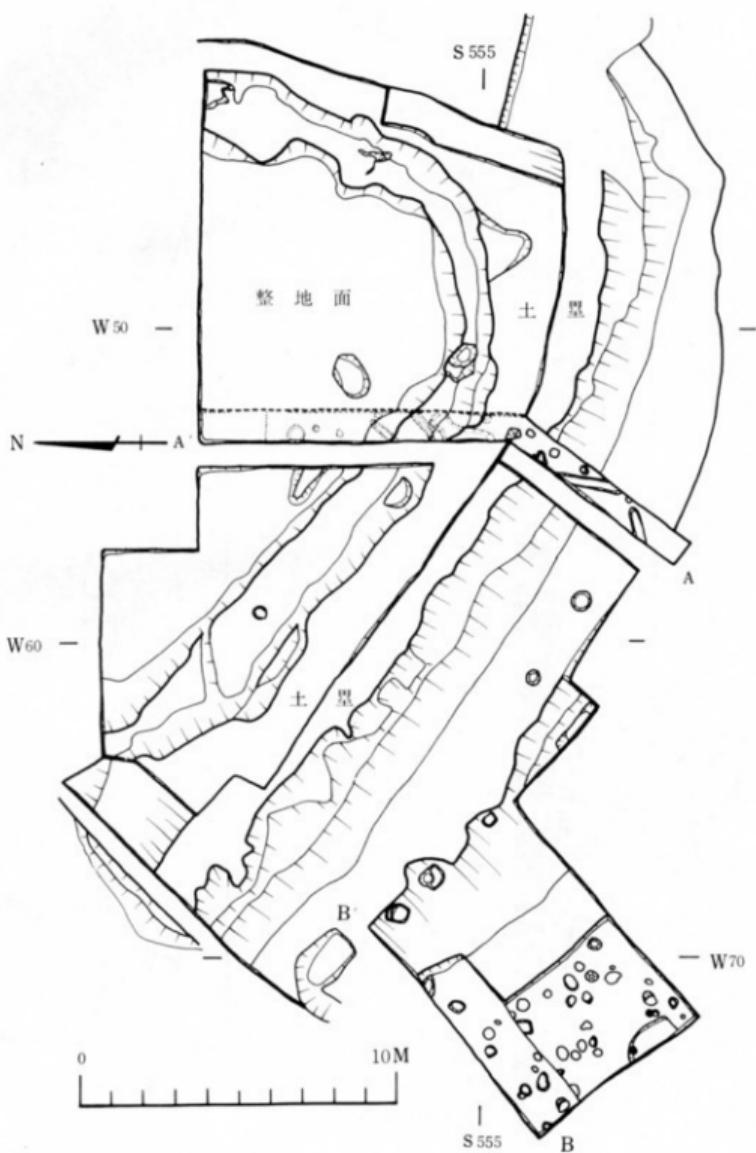
調査期間は7月20日から8月15日までを費し、約530m<sup>2</sup>の面積を発掘した。

7月20日、護国神社グランドに設定した測量原点からの測点移動を終了し、発掘区域の区画設定を行なった。区画割りは真南北方向に沿って3m方眼を組み、発掘区域のはば中央に土層観察用の畦を南北に残した(ただし土塁残存部では土塁の方向と直行させた)。発掘は各層ごとに掘り下げる平面発掘を原則として行なった。

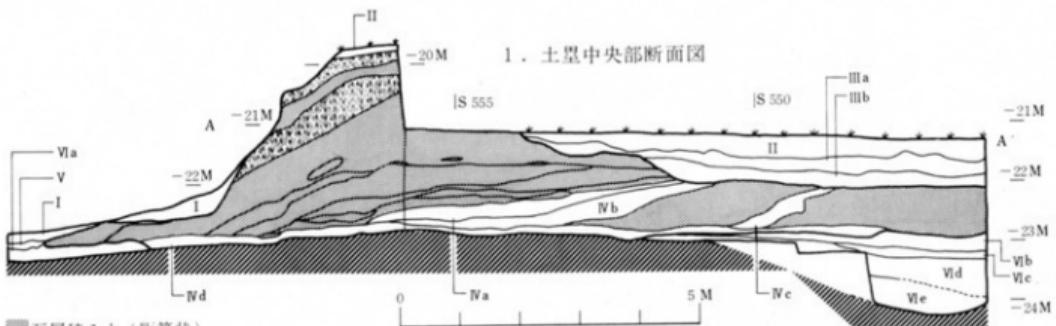
7月21日、土塁内側部分の発掘作業を開始、7月26日まで現地表の耕作土、および造烟の際の整地層を除去する。7月27日より土塁本体の検出にとりかかり、7月29日に完了した。同日、土塁積み土の状態を確認するため、土層観察用畦の東側に巾1mのトレンチを設定し、土塁南半部の切断を行ない、7月31日に終了した。この結果、土塁は2通りの異なった技法を交互に用いて積まれていることを確認、また積み土の最下部から、底面に回転糸切痕のある須恵器片が出土したことなどから、本土塁が少なくとも秋田城創建期には遡らないことが明らかになった。さらに、土塁積み土直下に数個のピットおよび溝が発見され、土塁築造以前になんらかの遺構が存在することが判明した。

8月1日より、土塁外側の状態を知るため、土塁外側の西南部に発掘区を拡張、8月9日まで断続的に発掘調査した。その結果、土塁と同時期、および築塁前のピット群を検出した。

8月2日より3日にわたって、土塁内側における築塁後の堆積土(褐色砂質土層)を除去し、破

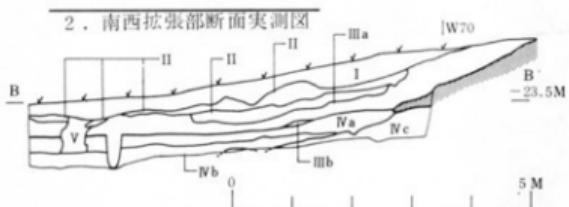


第4図 第5次発掘調査土壙遺構図



	N 積み土	VI 自然堆積土
	a 砂を混える黄褐色土層	a 黒褐色土層
	b 赤褐色粘質土層	b 棕色粘質土層
	c 黑褐色土	c 黑褐色粘土質土層
	d 青灰色粘質土層	d 黄褐色粘土質土層
		e 青灰色砂層

I	ブルドーザーによる崩壊土	IV	築壇前の自然堆積土
II	水性堆積土層(青灰色粘質土)	a	赤褐色土層(小石・ 黄褐色土粒を混える)
III	築壇後の自然堆積土	b	黒褐色土層( * )
	a 赤褐色砂質土層	c	赤褐色土層
	b * (灰白色土鉢を混える)		
V	木根による擾乱		



第5図 第5次発掘調査断面実測図

壊されていた土壘内側の、基底部の輪郭を明確にした。

8月4日、写真撮影を行なうとともに、実測用の遺り方を設定し始め、8月8日より最終日まで実測を行なう。8月10日、土壘内側中央に巾1mのトレンチを入れ、土壘接続部と連結させて土層状態を検討する。この結果、土壘内側の整地層の状態を確認、またそれ以前にも厚い包含層があることが判明した。8月15日、第5次発掘調査を完了した。

## (2) 発見遺構

第5次発掘調査で発見した遺構は、土壘跡、ピット群、溝、カマド跡、その他である。

### a 土壘跡および整地層

土壘跡は谷を横切るように、北西—南東に残存しており、平面形は外方に湾曲している。土壘内側にあたる小さな谷の中央部には、谷両側の地山を削平した土を積んで整地が行なわれ、平坦に均されている。その工事は土壘築造と同時期と考えられるため、ここでは主に中央部トレンチの断面観察の結果をもととして、整地、土壘の築造過程を一括して説明したい（第5図）。

中央部トレンチ最北部（S547—W53付近）において、長さ約2mにわたって地山面までの堀り下げを行なった。その結果、この位置はほぼ谷中央にあたると思われ、表土下約2mに岩盤面があり、その上に4層にわたる水成の自然堆積土が認められる。これらは下から、青灰色砂層、黄褐色粘土質土層、黒褐色粘土質土層、褐色粘土質土層の順に堆積している。これらの層にはすべて、土師器、須恵器等の土器片が含まれている。このうち、北側では褐色粘土質土層、中央部では、地山、南側では黒褐色土層を10~20cm程掘りくぼめて、ほぼ水平にした掘り込み事業が認められる。その巾は約12mである。掘り込みの中は掘り込み上面と同位の高さまで青灰色粘土質土で埋め、平坦にした基礎工事が行なわれている。

土の積み方は北側の整地から順に行なわれており、各層はすべて南に傾斜している。積み土の大部分は、黄褐色ローム質土を主体として薄く互層につき固められた版築状を呈している。しかし整地層中に1層（黒褐色土）、および整地層と土壘の境に2層（赤褐色砂質土層、砂を混える黄褐色土層）の砂質土が、やや厚く一手積みで積まれている。

土壘は内側が平坦に整地された後に築造されている。発掘後の状態では、内側に2つの段が認められるが（第4図）、このうちの高い段は、烟を造成した際土壘北半部を削平したためにでき、低い段は当初の土壘基底部の立ち上がりと考えられる。規模は外側裾部が破壊されているため明確にはしえないが、基底巾約10m程度であったと推定され、現在の高さは約3mを測る。

土積みの技法は黄褐色ローム質土層を主体とした薄くつき固められた版築状の積み土と砂質土からなる一手積みの積み土の2通りに大別できる。土壘本体の大部分は前者によって構成されているが、後者の技法も2層認めることができる。この土積み技法の相異は整地の技法とまったく同じで

あり、出土遺物の型式差も認められない。したがって整地から土壘上部に至るまで同一の工事によって築造されたと思われる時間的な差はおそらくないと考えられる。

土壘外側の裾部に、3個の方形の掘り方が土壘方向に沿って並んで発見された。このうち2個には柱の痕跡が認められる。これらは土壘積み土上から掘り込まれており、おそらく土壘に付随する遺構と考えられる。しかしその性格は不明である。

#### b ピット群および溝

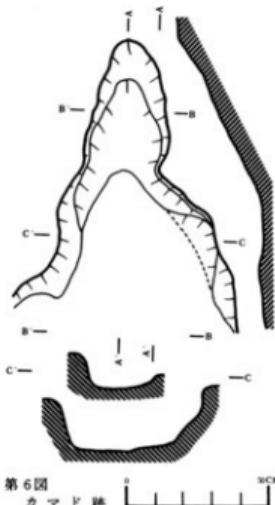
土壘切断部および土壘外側西南拡張部において、多数のピット、および数本の溝が発見された。いずれも土壘築造面、ないしそれ以前の遺構である。

土壘切断部からは11個のピット、および4本の浅い溝状遺構が検出された。いずれも土壘積み土直下の地山に掘り込まれており、土壘築造以前の遺構である。しかしその性格は不明である。

土壘外側西南拡張部では、土壘の裾から続く堆積土が西南に向かって緩やかに傾斜している。この発掘区からは32個のピットが検出された。ここでの層位は、土壘積み土上面に続く線を境として、上下に大きく分けることができる(第5図)。いずれも自然堆積土である。

ピット群は築壇前の堆積土(赤褐色土層-小石、黄色土粒を混える-)から掘り込まれているものと、赤褐色土層より明らかに古い堆積土(黒褐色土層)から掘り込まれたものに大別できる。前者は土壘築造時、あるいは若干後の遺構と考えられ、後者は土壘築造より古い遺構である。

これらのピットは円形ないし方形を呈し、標準的な大きさは径約40cm、深さ約60cm程度である。またこれらは柱位置の確認できる掘り方と、柱位置のない素掘り穴(打ち込み柱跡とも考えられる)とにわけられる。しかしこれらの配列には規則性が認められず、その性格は不明である。



第6図

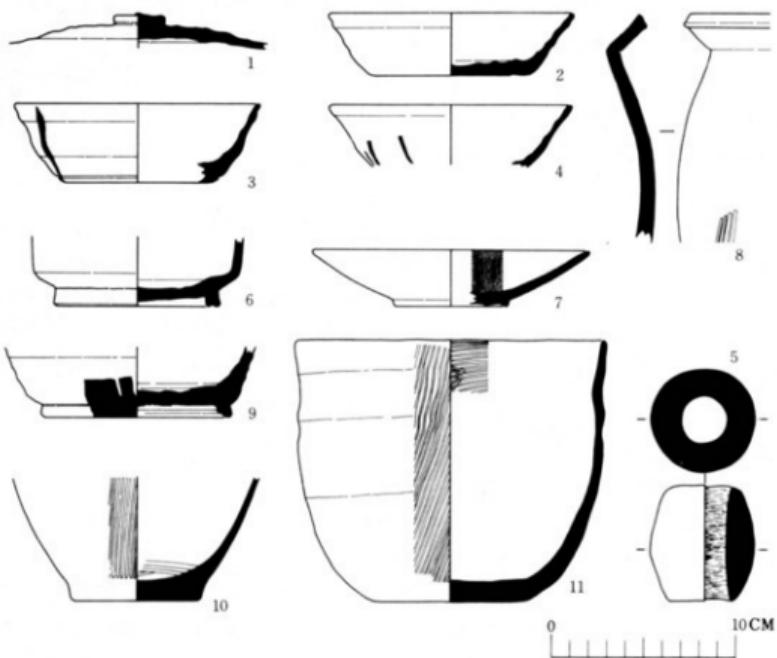
カマド跡

#### c カマド跡 (第6図)

土壘内側東方、土壘基底部付近の地山上に設置されたカマド跡が一基発見された。破損がいちぢるしく、その形態を明確にすることはできなかったが、煙道は東南方向に伸びている。カマド内に堆積した壁面崩壊土の中から、鉢形土師器2点と、他の若干の土師器片が出土した。これらの遺物から判断すると、土壘以前の遺構と考えられる。カマドにともなう遺構は検出できなかった。

### (3) 出 土 遺 物

主な出土遺物は土師器、須恵器、瓦であるが、量的には少ない。すべて破片の状態で出土し、復元した資料はわずかである。このほか土錐、石の剝片、縄文式土器の小片等が若干出土



第7図 第5次発掘調査出土遺物実測図

1・4・6・8・9—須恵器 7・10・11—土師器 5—土鍾

した。

土塁積み土中からは、瓦、須恵器大甕破片、杯、土師器が出土し、築壘前の自然堆積土からは、瓦、須恵器大甕破片、土師器鉢破片、土師器杯小片が出土している。これらの出土状態からみて、遺物はすべて2次的に包含されたと考えられ、表土から岩盤直上の最下層に至るまで層位的変化は認められない。

#### a 表土出土遺物（第7図1～5）

表土からは蓋等が出土している。(1)須恵器蓋、割れ目からみて身とつまみの付着面は水平であるが、ロクロからの切り離し技法は不明である。身の内面中央部につまみ付着後の調整痕と思われる放射状の擦痕がわずかに認められる。須恵器杯は不完全ながら3点復元できた(2～4)。杯(2)は回転ヘラ切り技法によってロクロから切り離されており、体部下半にはヘラケズリ痕がわずかに認められる。(3)は底部を欠失しているため、ロクロからの切り離し技法は不明である。器壁における砂粒の動きから、ロクロは右回転であることがわかる。体部下端に1条の沈線がまわっており、

器表面にはひだすきがみられる。(4)は破片のため、底部切り離し技法、ロクロ回転方向は不明である。器表面にひだすきがみられる。土錐(5)は完形で、非常に硬質で重い。胎土は粗雑で色調は赤褐色を呈する。表面には手で整形した跡が認められ、孔の内面には横位の擦痕が残っている。

#### b 土壘積み土出土遺物

中央部トレンチにおける土壘積み土からは瓦、回転ヘラ切りの須恵器杯、台付の土師器杯、須恵系土器(國版⑨-④)が出土している。実測に耐えうる資料は3点あった。須恵器高台付杯(6)は、表土下約120cmの下部の互層積み土中から出土した。内面引き上げの痕跡から、ロクロは右回転であったことがわかる。回転ヘラ切り技法によってロクロから切り離されており、体部下端に高台付着時のナデ痕を有する。(7・8)は積み土最下層の青灰色粘質土層中から出土した。(7)はロクロを使用した土師器杯であるが、磨滅が著しいため底部切り離し技法などは不明である。内面は全面に黒色処理が施されている。土師器甕(8)は破片であり、口径を復元しえなかった。口縁部はロクロによって整作されている。胎土は粗雑であり、粗い石粒を多量に含んでいる。体部には平行線状のスタンプによるとおもわれる圧痕が一個所認められる。

#### c 土壘積み土下自然堆積土出土の遺物

中央部トレンチにおける土壘積み土下の自然堆積土からは、丸瓦、須恵器大甕、蓋、土師器杯の破片が出土している。しかしこの部分からは復元できる資料はなかった。

土壘外側西南拡張部における土壘積み土上の自然堆積土からは、回転ヘラ切りの須恵器杯、台付杯、甕の小片、青磁片が出土している。同土壘積み土下の自然堆積土からは、須恵器の高台付杯、甕破片、土師器の小片が出土している。(9)は黒褐色土層より出土した須恵器の高台付杯である。右回転ロクロによって作成されており、ロクロからの切り離しは回転ヘラケズリ技法によっている。底部周縁には高台付着後の整形である回転されたロクロ上での指ナデ痕が認められる。器表面には

#### d カマド出土の遺物

カマドの壁、および天井部の崩壊土の下から、2個体分の土師器鉢(10、11)とそのほかの土師器片が若干出土した。(10)は上半部を欠失しているが、底部には整作台の板目と思われる圧痕が残っており、2次調整はなされていない。表面器壁には一面に、軟質の工具によると思われる桶目状の擦痕が残っており、内面下部には横位のミガキの痕跡がみられる。(11)は巾の広い鉢形土器で、口頭部はややすばまる。表面器壁には、(10)と同様の工具による整形後の擦痕がみられ、内面上には、横位のミガキ痕が残っている。

(古泉弘)

## IV 第6次発掘調査

### (1) 調査経過

第6次調査は、寺内字高野、空素沼東方地区を対称とした。この地区は史跡の北東にあたり、秋田城東外郭の一部と考えられていたが、昭和34年から行なわれた国営発掘調査ではあまり手をつけられなかった。調査地は、現在畠地で通称築館と呼ばれ、館跡とも考えられており、西方直下に空素沼を見下す高台である。周辺からは土師器、須恵器等の出土することが知られていた。

調査は、8月16日より9月1日まで行なった。16日、護国神社グランドの測量原点より発掘地区的ほぼ中央に基点（東へ69m、北へ245m）を設置、A、B、Cの3トレンチ（第8図）を設定し、発掘を開始した。畠の耕作土を除去すると、直下は赤褐色ローム層である。耕作土はわずか15cm位で、遺物はほとんどなく、現代の陶器片と繩文土器、須恵器の破片がごく少量出土した。各トレンチには、遺物をほとんど含まない不整形な落ち込みが各所に確認された。9月1日には実測を終え、すべての調査を終了した。

## (2) 発見遺構

前述した不整形の最も深い落ち込みは、耕作土より70cm程あり、中には赤褐色ローム層と黒褐色土の混土が埋め戻されており、陶器片、摺鉢の破片などの遺物の混入が認められた。調査地域を含め、周辺一帯は後世に、壁土に使用するための土取り作業が盛んに行なわれたらしく、不整形の落ち込み遺構もその痕跡と考えられる。

以上のように、調査地全域にわたって土取り作業が行なわれたため、擾乱が激しく、古代、中世の遺構等は全く検出できなかった。

(小松正夫)

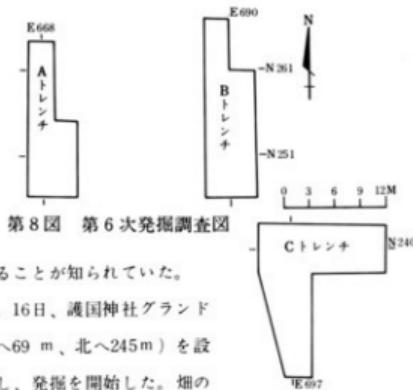
## V 第7次発掘調査

### (1) 調査経過

第7次発掘調査の目的は、6次調査と同様、城郭の外郭線を求めることで、空素沼南側部分において、城跡北側の北・東郭線遺構の有無を追求し、確認する作業である。

第7次発掘調査は、寺内字高野の畠地を対象とした。

発掘地点は、四天王寺跡とされている地点の北約140m、高清水小学校運動場の東側に残る土塁



第8図 第6次発掘調査図

の東約100mに位置する。発掘調査の面積は、約300m<sup>2</sup>である。

発掘調査に先だち、8月25日、発掘地点にコンクリートの杭を埋めた。この地点は護国神社境内の原点より、南へ10.156m、東へ394.825mの点である。

この杭を軸に、真北をとり、南北N PからN Rまでの6m、東西62~73までの30m、3m方眼のグリッドを組んだ。

発掘作業は、8月28日より9月22日までと、10月4日より7日までの補足調査を行なった。また、埋戻し作業は、12月15日より20日までである。

発掘作業は、N Qラインと、64・67ラインに東西・南北側各25cm、計巾50cmの土手を残す形で作業を進めることとした。

まず、NO・NP-67から72までを発掘し、地山砂（飛砂）に掘込まれた、東西方向に延びるV字状の溝が発見された。この溝を追求するため、NO・NP-64から66、N Q-64・68・69を発掘した。

この結果、N Q-64グリットの中央部より南側にかけて、黄褐色砂をツキ固めた、版築状の硬い面が現われた。

この地点の一般的土層は、耕作土の下に黒色砂層、その下に地山砂（黄褐色）があるが、N Q-64に現われたツキ固めは、黒色砂層の上にあるらしく、また、溝は黒色砂で埋められているので、この溝は、ツキ固めの下になる可能性を示していた。そこで、このツキ固めの南側への広がりを求めるところ、NP-64から66グリットにかけて、30cmほどの間隔をおいて、東西方向に延びる別のツキ固めが発見された。

この2つのツキ固めの遺構は、その西は66ライン付近まで検出できた。東への広がりを捉えるため、前述のとおり、64ラインに巾50cmの土層観察用の畦を残し、NO・NP-62・63、N Q-62・63を発掘した。東への広がりは、発掘地の東側界62ラインまでは確実に存在していた。また、南側ツキ固めの南側縁に平行して、V字状の溝も発見された。

以後、発掘調査は、2本のツキ固めを検出する作業と、これに関する調査を中心に行ない、写真撮影・実測を済ませ、9月22日、作業を一旦中断し、10月4日より、2本のツキ固めの新旧関係とツキ固め下に遺構が在るか否かの補足調査を行なった。

その結果、北側ツキ固めの下より掘立柱の跡と思われる遺構が発見された。掘立柱群の写真撮影と実測を行ない、10月7日、発掘に関する作業を終了した。

## (2) 発見遺構（第9図 図版-6）

城跡北側、北、東外郭線の有無を目的として調査し発見した遺構は、2列のツキ固めと2本の溝（3本の可能性もある）と柱穴群である。発掘調査の目的であった、外郭線遺構と想定した土壘や

築地などは、発見できなかった。

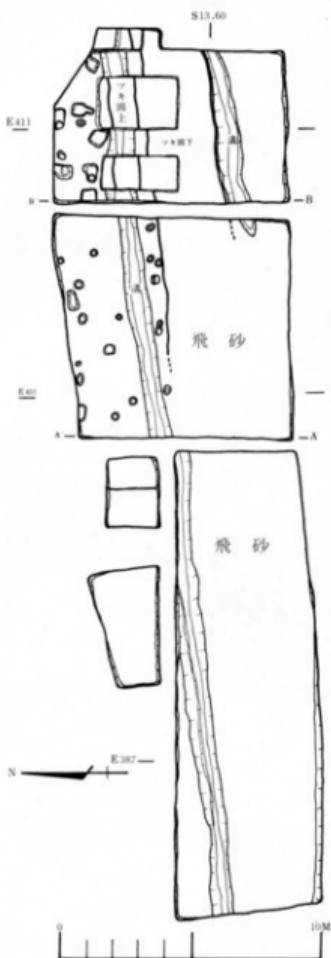
北側ツキ固め遺構の現状は、長さ約16m、巾約1.6m、厚さ約20cm。南側ツキ固め遺構の現状は、長さ約13m、巾約2m、厚さはレンズ状の最大巾で約20cmである。

64ラインの土層（第10図）より、この2本のツキ固めは2回作られていると考えた。

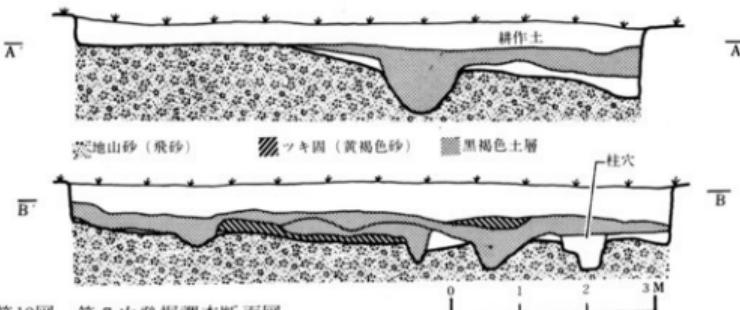
まず、南側のツキ固めと、その両側（南と北）に2本の溝を持つ遺構が作られた。しかし、地山砂に掘込まれた柱穴群は、南側ツキ固めと同時期、あるいは前後関係を持つ柱穴群であるか否かは不明である。

その後、北側に、同様のツキ固めが、北側溝の上に作られたが、南側例のごとく、両側に2本の溝を伴ったか否かは、確認できなかった。しかし、64ラインの土層と、N P - 64グリット付近の平面的観察より、南側には浅い溝が附属していたのではないかと考えられる。これは、64ラインの土層図、南側ツキ固め中央付近に、溝と考えられる凹みが残されていることと、E 406.40m付近の南側ツキ固めの北側が、巾約80cm、深さ約16cmほど深くなってしまっており、東西方向の溝と考えられるためである。

北側と南側、2本のツキ固め遺構は、同じ作り方をしている。それは地山砂と考えられる砂に粘土を混ぜて版築状にツキ固めたと思われ、表面を削ると0.5~1cmの厚さの板状になって剥離する。この2本のツキ固め遺構がどのような性質を有した遺構であったかについては、調査時では道路のような遺構ではとの意見もあったが、不明としておくことが良いと考えられ、今後の調査を待ちたい（注1）。2本のツキ固め遺構が調査地区の西側に無かったが、これは西側の地形が高いため、耕作によって、すでに、破壊されてしまったと言えよう。



第9図 第7次発掘調査遺構図



第10図 第7次発掘調査断面図

(注1) 発掘調査終了後の昭和48年1月11日、高清水中学校前の道路の西側に歩道を作る工事が行なわれたが、その南北のカッティングに第7次同様のツキ固め遺構が発見された。巾120cm、厚さは最大で20cmである。北側は擾乱されており、全長は不明である。また中間部は切れているが第7次遺構同様、2本の可能性も考えられる。南側に一本の溝を伴う。

### (3) 出土遺物（第11図 図版9-5、6、16）

第7次発掘調査により、黒色砂層から出土した遺物は、灰釉陶器1片、須恵器の杯、甕、土師器の杯、甕、および須恵器土器の杯、蓋、瓦の小片などである。

出土遺物は、いずれも小片であるが、図示できる遺物はできるだけ図示した。

#### 灰釉陶器（図版9-16）

高台付皿と考えられる体部破片である。内面はロクロ痕を残し、外面は淡緑色を呈する灰釉が全面に施されている。黒色砂層の出土である。

#### 須恵器（第11図、1~6）

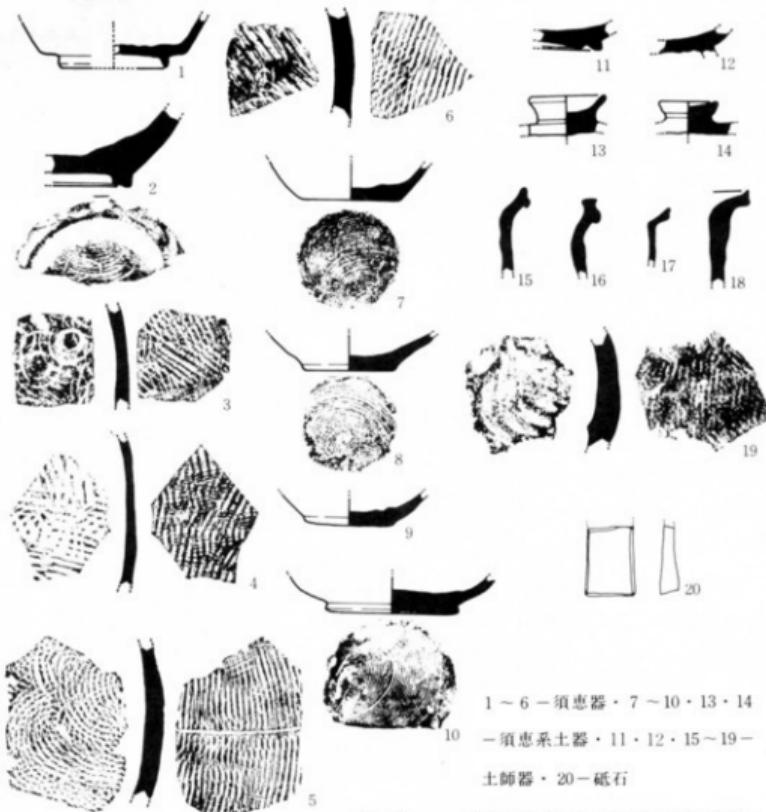
1は、高台付の杯形土器で灰色を呈す。ロクロからの切り離しは、回転ヘラ切りである。高台を付す際に若干の指によるナデ痕跡がみられる。底部径は、6cmほどであろう。

2は、長頸壺の底部破片である。底部は回転糸切り痕を残し、その上にヘラ書きによる文字が刻まれているが、残部が少しついたため、内容は不明である。外面は、部分的に自然釉がある。

3~6は、甕の破片である。3、5は、内面に同心円状のあて板痕を残す。外面は、葉脈状タタキ板の痕がある。4、6は、内外面とも葉脈状のあて板、タタキ板を用いている。

#### 土師器（第11図、11・12・15~19）

11、12は、内面に黒色処理を行った台付の杯である。いずれも底部に回転糸切り痕を残す。この土器は、8~10のような厚い底部をもった杯に低い高台を付けている。図示しなかったが、他にも



第11図 第7次発掘調査出土遺物実測図

う1点内黒土器が出土している。内面にヘラミガキを行ない黒色処理したもので、外面は赤褐色を呈し、ミガかれている。底部もミガかれているが、わずかに回転糸切り痕を残す。南側ツキ固めの遺構の上面より出土した。

15~18は、いずれも甕口縁部の破片で胎土には多量の砂粒を含んでいる。17・18は内面に黒色の付着物を残す。

そのほか、19は、黄白色を呈する土器で、火を受けたと思われる底部片である。

#### 須恵系土器（第11図、7~10・13・14）

7~10は、杯である。7は、黄褐色を呈し糸切り痕を残すが、静止糸切りの可能性もある。底部に近い部分にわずかに回転ヘラミガキの痕があるが、周囲全面にはおよばない。8・9は、一見す

ると削り出し高台をもつかのように厚い平底の底部をもつ土器である。8は、茶褐色、9は、黄褐色を呈し、いずれも回転糸切り痕を残す。ロクロは右回転である。10は、明褐色の土器である。8・9と同じく高台状の厚い底部で、回転糸切り痕がある。

13・14は、蓋のツマミである。偏平なツマミで中央部は凹んでいる。黄白色を呈する。20は、砥石の破片である（図版9-5）。現在長さ3.5cm、巾2.5cm、厚さ7cm、秋田城跡よりは、“さげ砥”と呼ばれる一端に小孔をもつ長方形の小型の砥石があり、本例は、その孔の無い部分の可能性もある。

以上が主なる出土遺物である。そのほか、黒色砂層より出土した遺物には、フイゴの羽口1、鉄津2、鉄製品の破片3、瓦片7、がある。

また、耕作土と黒色砂層より出土した杯形土器について簡単ではあるが、分類してみた。

その結果は、下記のとおりである。

耕作土中より出土した杯形土器は、23片あり、須恵器は2片、うち1片は高台付である。残る20片は須恵系土器で、1片は内面黒色、高台付である。糸切り痕の明確な遺物は5片で、いずれも右回りのロクロである。

黒色砂層中、須恵器杯は15片で、高台付は4である。ロクロからの切離し技法のわかるものでは、回転糸切り2、回転ヘラ切り6である。

須恵系土器の杯は64片ある。すべて回転糸切り痕をもつ。ロクロは右回転である。

内面黒色処理を呈する遺物は、11片で、そのうち高台付杯が2片、切離しは不明。他の9片はすべて回転糸切り痕を残す。

(千葉基次)

## VI 第8次発掘調査

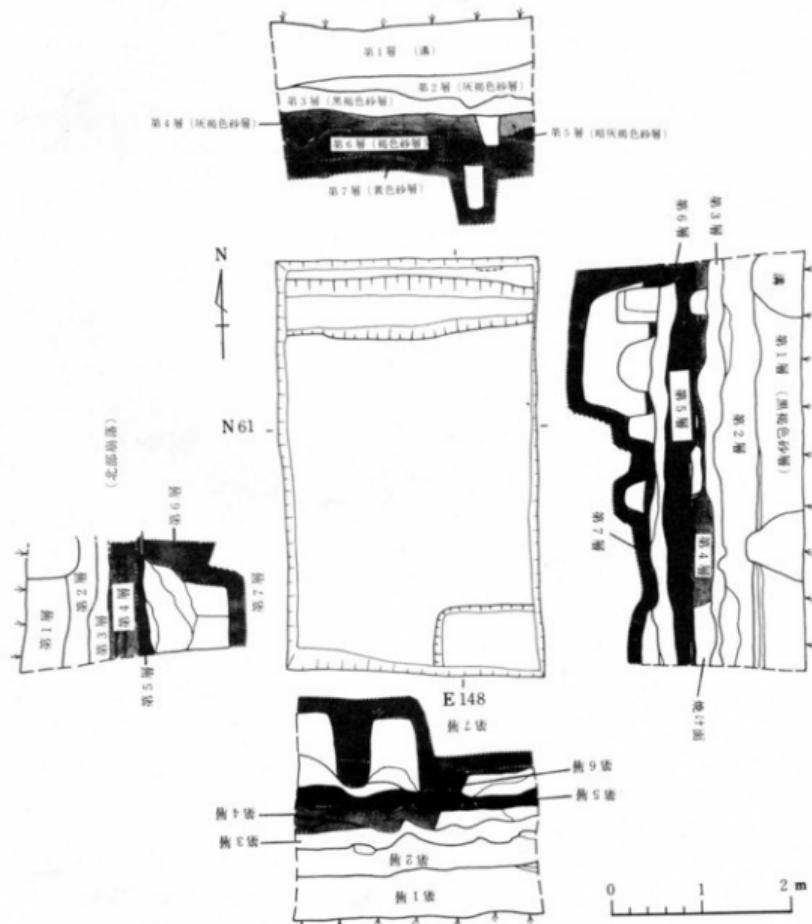
### (1) 調査経過

発掘調査した地点は、秋田市寺内字大畑の高清水中小学校と護国神社社務所の間のアドウ畑の一部である。この地点を発掘調査した動機は、護国神社小倉建設に伴う緊急調査であるが、内城跡と推定されてきた護国神社付近の遺跡の現状を把握するための試掘とも考えたので、遺構の有無の確認とともに、堆積層の状況の確認を目的とした。従がって発掘区域は、15m<sup>2</sup>以上に拡張することを行なわなかった。

昭和47年9月6日、発掘区画(3×5m)の設定を行ない、表土の除去にかかった。第1層・第2層は現代の、第3層は白磁の時期以降の擾乱層であった。さらに、第4層上面を精査したところ東西溝等を検出したので、造り方を設定し実測を行なった。次に第4層を除去し第5層上面を精査し

た結果、カマド状の構築物・ピットなどを検出したが、発掘区域が極めて狭く、これらの性格をつかむことはできなかった。この面の実測写真撮影を行なったのち、第5層を除去。以下同様に精査、遺構検出、実測を繰り返し、第7層（無遺物層）までの平面および発掘区画の土層断面の実測を完了したのは9月20日であった。なお、この地点は最下層まですべて砂質層であるため非常にもろく、12日以来、発掘区画の西壁がしばしば崩れ落ち、この部分の土層実測は不可能な状況となつた。

埋戻し作業は9月16日より18日まで行ない、発掘作業をすべて終了した。



第12図 第4層面遺構と土層図

## (2) 発見遺構

各層ごとに遺構検出を繰り返した結果、第4層上面から溝等を発見したのを始め、下層よりカマド状構築物・ピットなどを検出したが、性格を把握したものはない。従ってここでは基本的層序・各遺構面の順で記述する。

### a 基本的層序（第12図）

第1層（黒褐色砂層）・第2層（灰褐色砂層） — ガラス瓶を含んでおり、現代の擾乱層である。

第3層 — 黒色砂層。赤褐色の須恵系土器を主として出土するが、白磁も含まれている。

第4層 — 灰褐色砂層。遺物は須恵系の土器を主体とする。

第5層 — 暗灰褐色の砂層で、上部はとくに固く縮まっており、人為的に整地盛土されたものと考えられる。この層の上面にはカマド状の構築物があり、また一部は焼け面となっている。層中には木炭・焼土が多く含まれている。遺物は第4層とはほぼ同様である。なお、この土層は発掘区画の北西部では途切れている。

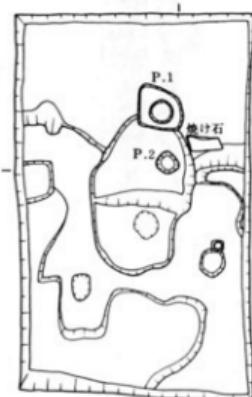
第6層 — 褐色砂層。若干の遺物を含む。

第7層 — 黄色砂層。遺物などを全く含まず地山と考えられる。

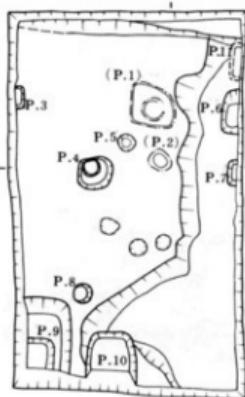
### b 遺構（第2・13・14・15図）

第4層面 — 幅40~60cm、深さ30cm程の東西溝・浅い掘り込み・ピットを検出した。

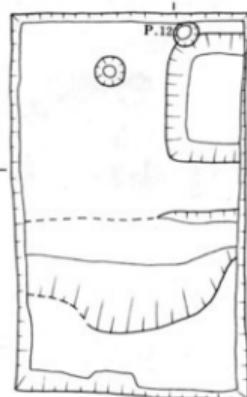
第5層面 — 前述した様に第5層は人為的なものであり、その上面には粘土と砂をつき固めたカマド状のものが構築されている。この付近に多くの焼土・木炭および焼けた花崗岩塊があったが、カ



第13図 第5層面遺構



第14図 第6層面遺構



第15図 第7層面遺構

マド状のもの自体には焼けた痕跡は見られない。堅穴住居跡の一部かと考え、住居跡の壁を探したが確認されなかった。第5層は発掘区画中央付近で浅いくぼみにより切られており、更にこのく

はみ埋土を切って 2 個のビット (No.1・2) が掘り込まれている。No.1 のビットは一辺約 50cm の不整形方形で、中央に直径約 25cm の柱の痕跡がみられた。深さ約 40cm である。No.2 は径 25cm、深さ約 70cm である。

第 6 層面 — 東壁に沿う深さ 10~20cm の不整形の大きな掘り込みと 9 個のビットを検出した。ビット No.6・7・9・11 は大きな掘り込み埋土を除去した段階で現われたことから、掘り込みより古いことが確認された。柱の痕跡を確認できたビットは No.4 のみである。深さ 40cm 以上のものは No.3・4・8~11 であり、他は 10~20cm の浅いビットである。No.9・10 は一辺 60cm 以上の大きなビットであり、埋土上部に白色の粘土ブロックが入っている点で共通している。両ビットの断面図 (第 14 図 南壁・西壁) では埋土をいくつかに区分したが、さほど明瞭なものではない。

第 7 層面 — 一辺約 13cm・深さ 70cm の大ビットと 30cm 程のビット 2 個および東西方向の溝状の遺構を検出した。ビット No.12 は大ビット埋土を切っている。

### (3) 出 土 遺 物

本地点より出土した遺物は、須恵系土器を主体とし、その他若干の須恵系土器・灰釉陶器・土師器・瓦・博・洞口などである。層位的に発掘を行なうことが出きたが、白磁を含む第 3 層までは攪乱層であり、第 4 層以下の各層からはほぼ同様の遺物の出土をみた。従ってここでは主として第 4 層以下の遺物を種類ごとに記述する。

#### 〔1〕 須 惠 系 土 器 (注 1)

杯 何れも赤褐色または黄褐色を呈する。切り離しは静止糸切りの杯 1 点を除くとすべて回転糸切りである。

〔回転糸切り〕の杯は形態から次の 3 類に分かれる。

A 類 (第 16 図 1~6・8) 底径 4.8~6.5cm・口径 12~15.5cm・高さ 3.8~5.4cm で、やや直線的に開いた体部をもつ。切り離し後の一再調整は全くみられない。この類の杯は全層から出土し、最も多い。第 4 層以下からの杯底部の出土点数は、破片も含めると 124 点である。なお、判読はできないが墨書きされた土器 1 点も含まれている。(図版 9~7)

B 類 (第 16 図 7) 口径 13.5cm の割に底径 4.5cm と小さく、高さ 2.5cm の非常に浅い杯である。第 6 層面の大きな掘り込みから 1 点発見された。

C 類 (第 16 図 9) 底径 5.0cm、口径 9.8cm、高さ 3.3cm の小型の杯であり、やや内湾気味の体部をもつ。底部周縁を軽くヘラケズリ調整している。第 6 層から 1 点出土した。(注 2)

〔静止糸切り〕の杯 (第 16 図 10) は口径 10.6cm の小さな杯で、やや内湾気味の体部をもつ。体部下端にヘラケズリの痕を残す。第 6 層から 1 点出土した。

高台付杯 小破片が第 4・5 層から各 1 点出土している。回転糸切り底である。

**壺** (第16図11・12) すべて赤褐色を呈する。図の12は天井部を回転ヘラケズリで調整したのちにつまみを付けている。第4～6層面遺構と第5・6層から計5点出土した。類例が多いことから、須恵器が偶然赤褐色に焼成されたとは考えられず、須恵系土器の範疇に含めた。

### 〔2〕 須 惠 器

**杯** 底部の切り離し方に回転糸切りによるものとヘラ切りによるものがある。糸切りの杯は第4・6層から各1点出土した。第16図13は口径14.9cm、底径8.8cm、高さ3.7cmで、口径に対し底径がかなり大きい。再調整はなく、火摩の痕が残っている。ヘラ切りの杯は第5層に3点認められる。糸切り・ヘラ切りの杯とともに底径が大きい傾向がある。

**高台付杯** 杯同様切り離しに2種あり、各1点出土した。その他、甕の体部片24点、長頸瓶の口縁部片1点がある。

全体的に須恵器は極めて少ない。

### 〔3〕 灰 色 陶 器

高台付皿と考えられる体部破片である。外面は一部回転ヘラケズリされ、内面には淡緑色を呈する灰釉が全面に施されており、特に底面にあつくなっている。胎土は灰白色の緻密な粘土を用いている。第5層から出土した。(図版9-17)

### 〔4〕 土 師 器

**杯** すべて内面をヘラでみがき黒色処理したもので、各層から少量出土している。底部破片は第4層に2点みられ、回転糸切り底である。第16図15・16の口径は15.3cmと17.5cmでかなり大きい。ともに口縁部外面を幅約1.5cmにわたってヘラでみがいている。

**高台付杯** 切り離し方、内面の再調整は杯と同様である。台部は第16図17の様に低いものが多い。第4・5層と第5層面遺構から計5点出土した。

**甕** 完形品はない。底部破片には回転糸切りのもの(第4・5層から計3点)とヘラなどで調整されているもの(第4層から4点)がある。第16図19の底部は指(?)で整形されており、体部の内外両面にうすい木口を用いたかと思われるカキ目が残る。そのほか体部破片の中には内面黒色化処理されたものも認められる。

### 〔5〕 瓦 類

**平瓦** 破片9点が出土した。凸面の叩き、凹面の布目の有無を基準として3類にわけたが、資料が少ないうえ、しかも小片による分類であることをことわっておく。

第1類 (第16図22) 凸面には側端に平行する繩叩き目を、凹面には布目を残すものである。第4～6層から計7点出土した。なお、過去の調査等で知られている秋田城の平瓦はほとんどこの類に属するようである。一枚作りによっている。

第2類 (第16図23) 凸面はヘラで整形され、凹面の布目は残る。第6層面遺構から1点出土をみた。

第3類（第16図21）凸面の繩叩き目が側端に対し斜行し、凹面の布目はスリ消されている。第2層から1点出土した。

埠 第5層から厚さ6.3cmの破片が1点出土した。過去の表抜品等の数例を参考にすると、幅14cm、長さ29cm程のものと推定される。

## 〔6〕 そ の 他

羽口 先端部の小片が第4層面遺構と第5層から各1点出土した。（第16図20）

鉄錠 第4・5層および両層上面遺構から計5点発見された。

以上述べてきたことをまとめると次のような。

- (1) 第4層面以下の各面に遺構が存在するが、性格は把握できなかった。
- (2) 第4層以下の遺物は須恵系土器を主体としており、秋田城においてもこのような一時期があったことが確認された。杯の底部数（破片も含む）を例にとって比較すると、須恵系土器124・須恵器5・土師器2となり、須恵系土器が圧倒的に多いことが判る。
- (3) この須恵系土器の年代は、第5層で灰釉陶器と共に伴することから、11世紀を中心とする頃と考えられる。
- (4) 第4層までの堆積は、遺物からみてさほど長い年月を要したものとは思われない。

注1 ここでいう須恵系土器とは、ロクロ成形、酸化炎焼成（赤褐色を呈する）の一群の土器である。器質・色調で明らかに須恵器とは異なり、また土師器と比較すると、やや硬質であること、ヘラミカキ、黒色化処理が行なわれることで区別される。これらの特徴は「宮城県多賀城跡調査研究所年報1971」（P.46）記載の「須恵系土器」の特徴に酷似している。さらに、伴出する須恵器・土師器の占める割合が極めて少ないと共通しているので、この名称を用いた。ただし以下の諸点で両者の間に若干の相違がみられ、まったく等質のものであるとはいえない。

- (1) 多賀城出土の「須恵系土器」の切り離し方はすべて回転糸切りであり、ヘラケズリの再調整を行なっているものはないのに対し、秋田城においては、わずかながら静止糸切りのものとヘラケズリのあるものがある。
- (2) 多賀城では「須恵系土器」を多く含む層は、灰釉陶器を出土する堅穴住居跡の上層であるが、今回の発掘では、第5層で須恵系土器と灰釉陶器が共伴している。
- (3) 秋田城では小型の浅い杯を含まない。
- (4) 秋田城では、全体をとうして体部がやや厚手である。

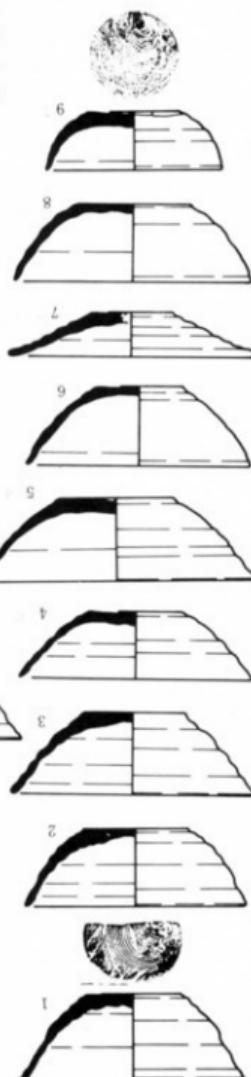
これらのことから、今回秋田城から出土した須恵系土器の方が、若干古手の様相をおびていると思われる。

なお、多賀城の「須恵系土器」の年代は、11世紀から12世紀末頃と考えられている。（宮城県多賀城跡調査研究所年報 1971 P.47）

注2 この回転糸切りC類は形態およびヘラケズリ調整がされている点で、須恵系土器の主体を占

图16 国粹社地区出土遗物实测图·拓影

新石器时代 1~12. 瓷器器 13~14. 土师器 15~19. 陶器 21~23.  
~23瓦 (出土器物) 24~25. 瓷器 26~27. 瓷器 28~29. 瓷器  
~30. 瓷器 31~32. 瓷器 33~34. 瓷器 35~36. 瓷器 37~38. 瓷器  
~39. 瓷器 40~41. 瓷器 42~43. 瓷器 44~45. 瓷器 46~47. 瓷器  
~48. 瓷器 49~50. 瓷器 51~52. 瓷器 53~54. 瓷器 55~56. 瓷器  
~57. 瓷器 58~59. 瓷器 60~61. 瓷器 62~63. 瓷器 64~65. 瓷器  
~66. 瓷器 67~68. 瓷器 69~70. 瓷器 71~72. 瓷器 73~74. 瓷器  
~75. 瓷器 76~77. 瓷器 78~79. 瓷器 80~81. 瓷器 82~83. 瓷器  
~84. 瓷器 85~86. 瓷器 87~88. 瓷器 89~90. 瓷器 91~92. 瓷器  
~93. 瓷器 94~95. 瓷器 96~97. 瓷器 98~99. 瓷器 100~101. 瓷器  
~102. 瓷器 103~104. 瓷器 105~106. 瓷器 107~108. 瓷器  
~109. 瓷器 110~111. 瓷器 112~113. 瓷器 114~115. 瓷器  
~116. 瓷器 117~118. 瓷器 119~120. 瓷器 121~122. 瓷器  
~123. 瓷器 124~125. 瓷器 126~127. 瓷器 128~129. 瓷器  
~130. 瓷器 131~132. 瓷器 133~134. 瓷器 135~136. 瓷器  
~137. 瓷器 138~139. 瓷器 140~141. 瓷器 142~143. 瓷器  
~144. 瓷器 145~146. 瓷器 147~148. 瓷器 149~150. 瓷器  
~151. 瓷器 152~153. 瓷器 154~155. 瓷器 156~157. 瓷器  
~158. 瓷器 159~160. 瓷器 161~162. 瓷器 163~164. 瓷器  
~165. 瓷器 166~167. 瓷器 168~169. 瓷器 170~171. 瓷器  
~172. 瓷器 173~174. 瓷器 175~176. 瓷器 177~178. 瓷器  
~179. 瓷器 180~181. 瓷器 182~183. 瓷器 184~185. 瓷器  
~186. 瓷器 187~188. 瓷器 189~190. 瓷器 191~192. 瓷器  
~193. 瓷器 194~195. 瓷器 196~197. 瓷器 198~199. 瓷器  
~199. 瓷器 200~201. 瓷器 202~203. 瓷器 204~205. 瓷器  
~206. 瓷器 207~208. 瓷器 209~210. 瓷器 211~212. 瓷器  
~213. 瓷器 214~215. 瓷器 216~217. 瓷器 218~219. 瓷器  
~220. 瓷器 221~222. 瓷器 223~224. 瓷器 225~226. 瓷器  
~227. 瓷器 228~229. 瓷器 230~231. 瓷器 232~233. 瓷器  
~234. 瓷器 235~236. 瓷器 237~238. 瓷器 239~240. 瓷器  
~241. 瓷器 242~243. 瓷器 244~245. 瓷器 246~247. 瓷器  
~248. 瓷器 249~250. 瓷器 251~252. 瓷器 253~254. 瓷器  
~255. 瓷器 256~257. 瓷器 258~259. 瓷器 260~261. 瓷器  
~262. 瓷器 263~264. 瓷器 265~266. 瓷器 267~268. 瓷器  
~269. 瓷器 270~271. 瓷器 272~273. 瓷器 274~275. 瓷器  
~276. 瓷器 277~278. 瓷器 279~280. 瓷器 281~282. 瓷器  
~283. 瓷器 284~285. 瓷器 286~287. 瓷器 288~289. 瓷器  
~289. 瓷器 290~291. 瓷器 292~293. 瓷器 294~295. 瓷器  
~296. 瓷器 297~298. 瓷器 299~300. 瓷器 301~302. 瓷器  
~303. 瓷器 304~305. 瓷器 306~307. 瓷器 308~309. 瓷器  
~309. 瓷器 310~311. 瓷器 312~313. 瓷器 314~315. 瓷器  
~315. 瓷器 316~317. 瓷器 318~319. 瓷器 319~320. 瓷器  
~320. 瓷器 321~322. 瓷器 323~324. 瓷器 325~326. 瓷器  
~326. 瓷器 327~328. 瓷器 329~330. 瓷器 331~332. 瓷器  
~332. 瓷器 333~334. 瓷器 335~336. 瓷器 337~338. 瓷器  
~338. 瓷器 339~340. 瓷器 341~342. 瓷器 343~344. 瓷器  
~344. 瓷器 345~346. 瓷器 347~348. 瓷器 349~350. 瓷器  
~350. 瓷器 351~352. 瓷器 353~354. 瓷器 355~356. 瓷器  
~356. 瓷器 357~358. 瓷器 359~360. 瓷器 361~362. 瓷器  
~362. 瓷器 363~364. 瓷器 365~366. 瓷器 367~368. 瓷器  
~368. 瓷器 369~370. 瓷器 371~372. 瓷器 373~374. 瓷器  
~374. 瓷器 375~376. 瓷器 377~378. 瓷器 379~380. 瓷器  
~380. 瓷器 381~382. 瓷器 383~384. 瓷器 385~386. 瓷器  
~386. 瓷器 387~388. 瓷器 389~390. 瓷器 391~392. 瓷器  
~392. 瓷器 393~394. 瓷器 395~396. 瓷器 397~398. 瓷器  
~398. 瓷器 399~400. 瓷器 401~402. 瓷器 403~404. 瓷器  
~404. 瓷器 405~406. 瓷器 407~408. 瓷器 409~410. 瓷器  
~410. 瓷器 411~412. 瓷器 413~414. 瓷器 415~416. 瓷器  
~416. 瓷器 417~418. 瓷器 419~420. 瓦器 421~422. 瓦器  
~422. 瓦器 423~424. 瓦器 425~426. 瓦器 427~428. 瓦器  
~428. 瓦器 429~430. 瓦器 431~432. 瓦器 433~434. 瓦器  
~434. 瓦器 435~436. 瓦器 437~438. 瓦器 439~440. 瓦器  
~440. 瓦器 441~442. 瓦器 443~444. 瓦器 445~446. 瓦器  
~446. 瓦器 447~448. 瓦器 449~450. 瓦器 451~452. 瓦器  
~452. 瓦器 453~454. 瓦器 455~456. 瓦器 457~458. 瓦器  
~458. 瓦器 459~460. 瓦器 461~462. 瓦器 463~464. 瓦器  
~464. 瓦器 465~466. 瓦器 467~468. 瓦器 469~470. 瓦器  
~470. 瓦器 471~472. 瓦器 473~474. 瓦器 475~476. 瓦器  
~476. 瓦器 477~478. 瓦器 479~480. 瓦器 481~482. 瓦器  
~482. 瓦器 483~484. 瓦器 485~486. 瓦器 487~488. 瓦器  
~488. 瓦器 489~490. 瓦器 491~492. 瓦器 493~494. 瓦器  
~494. 瓦器 495~496. 瓦器 497~498. 瓦器 499~500. 瓦器  
~500. 瓦器 501~502. 瓦器 503~504. 瓦器 505~506. 瓦器  
~506. 瓦器 507~508. 瓦器 509~510. 瓦器 511~512. 瓦器  
~512. 瓦器 513~514. 瓦器 515~516. 瓦器 517~518. 瓦器  
~518. 瓦器 519~520. 瓦器 521~522. 瓦器 523~524. 瓦器  
~524. 瓦器 525~526. 瓦器 527~528. 瓦器 529~530. 瓦器  
~530. 瓦器 531~532. 瓦器 533~534. 瓦器 535~536. 瓦器  
~536. 瓦器 537~538. 瓦器 539~540. 瓦器 541~542. 瓦器  
~542. 瓦器 543~544. 瓦器 545~546. 瓦器 547~548. 瓦器  
~548. 瓦器 549~550. 瓦器 551~552. 瓦器 553~554. 瓦器  
~554. 瓦器 555~556. 瓦器 557~558. 瓦器 559~560. 瓦器  
~560. 瓦器 561~562. 瓦器 563~564. 瓦器 565~566. 瓦器  
~566. 瓦器 567~568. 瓦器 569~570. 瓦器 571~572. 瓦器  
~572. 瓦器 573~574. 瓦器 575~576. 瓦器 577~578. 瓦器  
~578. 瓦器 579~580. 瓦器 581~582. 瓦器 583~584. 瓦器  
~584. 瓦器 585~586. 瓦器 587~588. 瓦器 589~590. 瓦器  
~590. 瓦器 591~592. 瓦器 593~594. 瓦器 595~596. 瓦器  
~596. 瓦器 597~598. 瓦器 599~600. 瓦器 601~602. 瓦器  
~602. 瓦器 603~604. 瓦器 605~606. 瓦器 607~608. 瓦器  
~608. 瓦器 609~610. 瓦器 611~612. 瓦器 613~614. 瓦器  
~614. 瓦器 615~616. 瓦器 617~618. 瓦器 619~620. 瓦器  
~620. 瓦器 621~622. 瓦器 623~624. 瓦器 625~626. 瓦器  
~626. 瓦器 627~628. 瓦器 629~630. 瓦器 631~632. 瓦器  
~632. 瓦器 633~634. 瓦器 635~636. 瓦器 637~638. 瓦器  
~638. 瓦器 639~640. 瓦器 641~642. 瓦器 643~644. 瓦器  
~644. 瓦器 645~646. 瓦器 647~648. 瓦器 649~650. 瓦器  
~650. 瓦器 651~652. 瓦器 653~654. 瓦器 655~656. 瓦器  
~656. 瓦器 657~658. 瓦器 659~660. 瓦器 661~662. 瓦器  
~662. 瓦器 663~664. 瓦器 665~666. 瓦器 667~668. 瓦器  
~668. 瓦器 669~670. 瓦器 671~672. 瓦器 673~674. 瓦器  
~674. 瓦器 675~676. 瓦器 677~678. 瓦器 679~680. 瓦器  
~680. 瓦器 681~682. 瓦器 683~684. 瓦器 685~686. 瓦器  
~686. 瓦器 687~688. 瓦器 689~690. 瓦器 691~692. 瓦器  
~692. 瓦器 693~694. 瓦器 695~696. 瓦器 697~698. 瓦器  
~698. 瓦器 699~700. 瓦器 701~702. 瓦器 703~704. 瓦器  
~704. 瓦器 705~706. 瓦器 707~708. 瓦器 709~710. 瓦器  
~710. 瓦器 711~712. 瓦器 713~714. 瓦器 715~716. 瓦器  
~716. 瓦器 717~718. 瓦器 719~720. 瓦器 721~722. 瓦器  
~722. 瓦器 723~724. 瓦器 725~726. 瓦器 727~728. 瓦器  
~728. 瓦器 729~730. 瓦器 731~732. 瓦器 733~734. 瓦器  
~734. 瓦器 735~736. 瓦器 737~738. 瓦器 739~740. 瓦器  
~740. 瓦器 741~742. 瓦器 743~744. 瓦器 745~746. 瓦器  
~746. 瓦器 747~748. 瓦器 749~750. 瓦器 751~752. 瓦器  
~752. 瓦器 753~754. 瓦器 755~756. 瓦器 757~758. 瓦器  
~758. 瓦器 759~760. 瓦器 761~762. 瓦器 763~764. 瓦器  
~764. 瓦器 765~766. 瓦器 767~768. 瓦器 769~770. 瓦器  
~770. 瓦器 771~772. 瓦器 773~774. 瓦器 775~776. 瓦器  
~776. 瓦器 777~778. 瓦器 779~779. 瓦器 780~780. 瓦器  
~780. 瓦器 781~782. 瓦器 783~784. 瓦器 785~785. 瓦器  
~785. 瓦器 786~787. 瓦器 788~788. 瓦器 789~789. 瓦器  
~789. 瓦器 790~791. 瓦器 792~792. 瓦器 793~793. 瓦器  
~793. 瓦器 794~794. 瓦器 795~795. 瓦器 796~796. 瓦器  
~796. 瓦器 797~797. 瓦器 798~798. 瓦器 799~799. 瓦器  
~799. 瓦器 800~800. 瓦器 801~801. 瓦器 802~802. 瓦器  
~802. 瓦器 803~803. 瓦器 804~804. 瓦器 805~805. 瓦器  
~805. 瓦器 806~806. 瓦器 807~807. 瓦器 808~808. 瓦器  
~808. 瓦器 809~809. 瓦器 810~810. 瓦器 811~811. 瓦器  
~811. 瓦器 812~812. 瓦器 813~813. 瓦器 814~814. 瓦器  
~814. 瓦器 815~815. 瓦器 816~816. 瓦器 817~817. 瓦器  
~817. 瓦器 818~818. 瓦器 819~819. 瓦器 820~820. 瓦器  
~820. 瓦器 821~821. 瓦器 822~822. 瓦器 823~823. 瓦器  
~823. 瓦器 824~824. 瓦器 825~825. 瓦器 826~826. 瓦器  
~826. 瓦器 827~827. 瓦器 828~828. 瓦器 829~829. 瓦器  
~829. 瓦器 830~830. 瓦器 831~831. 瓦器 832~832. 瓦器  
~832. 瓦器 833~833. 瓦器 834~834. 瓦器 835~835. 瓦器  
~835. 瓦器 836~836. 瓦器 837~837. 瓦器 838~838. 瓦器  
~838. 瓦器 839~839. 瓦器 840~840. 瓦器 841~841. 瓦器  
~841. 瓦器 842~842. 瓦器 843~843. 瓦器 844~844. 瓦器  
~844. 瓦器 845~845. 瓦器 846~846. 瓦器 847~847. 瓦器  
~847. 瓦器 848~848. 瓦器 849~849. 瓦器 850~850. 瓦器  
~850. 瓦器 851~851. 瓦器 852~852. 瓦器 853~853. 瓦器  
~853. 瓦器 854~854. 瓦器 855~855. 瓦器 856~856. 瓦器  
~856. 瓦器 857~857. 瓦器 858~858. 瓦器 859~859. 瓦器  
~859. 瓦器 860~860. 瓦器 861~861. 瓦器 862~862. 瓦器  
~862. 瓦器 863~863. 瓦器 864~864. 瓦器 865~865. 瓦器  
~865. 瓦器 866~866. 瓦器 867~867. 瓦器 868~868. 瓦器  
~868. 瓦器 869~869. 瓦器 870~870. 瓦器 871~871. 瓦器  
~871. 瓦器 872~872. 瓦器 873~873. 瓦器 874~874. 瓦器  
~874. 瓦器 875~875. 瓦器 876~876. 瓦器 877~877. 瓦器  
~877. 瓦器 878~878. 瓦器 879~879. 瓦器 880~880. 瓦器  
~880. 瓦器 881~881. 瓦器 882~882. 瓦器 883~883. 瓦器  
~883. 瓦器 884~884. 瓦器 885~885. 瓦器 886~886. 瓦器  
~886. 瓦器 887~887. 瓦器 888~888. 瓦器 889~889. 瓦器  
~889. 瓦器 890~890. 瓦器 891~891. 瓦器 892~892. 瓦器  
~892. 瓦器 893~893. 瓦器 894~894. 瓦器 895~895. 瓦器  
~895. 瓦器 896~896. 瓦器 897~897. 瓦器 898~898. 瓦器  
~898. 瓦器 899~899. 瓦器 900~900. 瓦器 901~901. 瓦器  
~901. 瓦器 902~902. 瓦器 903~903. 瓦器 904~904. 瓦器  
~904. 瓦器 905~905. 瓦器 906~906. 瓦器 907~907. 瓦器  
~907. 瓦器 908~908. 瓦器 909~909. 瓦器 910~910. 瓦器  
~910. 瓦器 911~911. 瓦器 912~912. 瓦器 913~913. 瓦器  
~913. 瓦器 914~914. 瓦器 915~915. 瓦器 916~916. 瓦器  
~916. 瓦器 917~917. 瓦器 918~918. 瓦器 919~919. 瓦器  
~919. 瓦器 920~920. 瓦器 921~921. 瓦器 922~922. 瓦器  
~922. 瓦器 923~923. 瓦器 924~924. 瓦器 925~925. 瓦器  
~925. 瓦器 926~926. 瓦器 927~927. 瓦器 928~928. 瓦器  
~928. 瓦器 929~929. 瓦器 930~930. 瓦器 931~931. 瓦器  
~931. 瓦器 932~932. 瓦器 933~933. 瓦器 934~934. 瓦器  
~934. 瓦器 935~935. 瓦器 936~936. 瓦器 937~937. 瓦器  
~937. 瓦器 938~938. 瓦器 939~939. 瓦器 940~940. 瓦器  
~940. 瓦器 941~941. 瓦器 942~942. 瓦器 943~943. 瓦器  
~943. 瓦器 944~944. 瓦器 945~945. 瓦器 946~946. 瓦器  
~946. 瓦器 947~947. 瓦器 948~948. 瓦器 949~949. 瓦器  
~949. 瓦器 950~950. 瓦器 951~951. 瓦器 952~952. 瓦器  
~952. 瓦器 953~953. 瓦器 954~954. 瓦器 955~955. 瓦器  
~955. 瓦器 956~956. 瓦器 957~957. 瓦器 958~958. 瓦器  
~958. 瓦器 959~959. 瓦器 960~960. 瓦器 961~961. 瓦器  
~961. 瓦器 962~962. 瓦器 963~963. 瓦器 964~964. 瓦器  
~964. 瓦器 965~965. 瓦器 966~966. 瓦器 967~967. 瓦器  
~967. 瓦器 968~968. 瓦器 969~969. 瓦器 970~970. 瓦器  
~970. 瓦器 971~971. 瓦器 972~972. 瓦器 973~973. 瓦器  
~973. 瓦器 974~974. 瓦器 975~975. 瓦器 976~976. 瓦器  
~976. 瓦器 977~977. 瓦器 978~978. 瓦器 979~979. 瓦器  
~979. 瓦器 980~980. 瓦器 981~981. 瓦器 982~982. 瓦器  
~982. 瓦器 983~983. 瓦器 984~984. 瓦器 985~985. 瓦器  
~985. 瓦器 986~986. 瓦器 987~987. 瓦器 988~988. 瓦器  
~988. 瓦器 989~989. 瓦器 990~990. 瓦器 991~991. 瓦器  
~991. 瓦器 992~992. 瓦器 993~993. 瓦器 994~994. 瓦器  
~994. 瓦器 995~995. 瓦器 996~996. 瓦器 997~997. 瓦器  
~997. 瓦器 998~998. 瓦器 999~999. 瓦器 1000~1000. 瓦器  
~1000. 瓦器



めるA類とは異なり、器質においてもやや違いがあるように思われる。秋田城収蔵庫に保管されている発掘資料の中にも類例がある。

(高野 芳宏)

## VII 考 察

### (1) 土 器

本調査中大半の出土量を占めるのは赤焼きの須恵系土器（注1）で、須恵器の出土量は極めて少數である。また各地区ともロクロ使用以前の土器は出土していない。

須恵器、赤焼きの須恵系土器は、回転糸切り痕若しくは回転ヘラ切り痕跡を有する。

各地区ごとの出土遺物は次の如くである。

#### 第5次調査

土壘積み土中より瓦、須恵器、土師器、須恵系土器の混入が認められる。

#### 第7次調査

瓦、須恵器、須恵系赤焼土器の細片が道路状遺構に粘土と共に固められた状態で出土した。さらに黒褐色土層からは、同類遺物が灰釉陶器片と伴出する。

#### 第8次調査

調査面積は本調査中最少であるが、遺物は非常に多い。瓦、壇の小破片、須恵器、灰釉陶器それに完形に近い須恵系土器が数個体出土した。

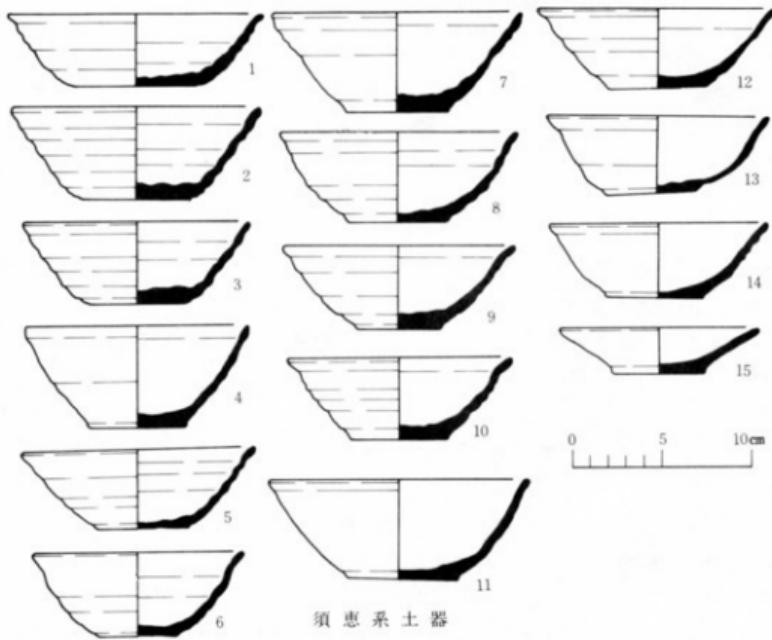
以下出土量の大半を占める須恵系土器について論を進めてゆきたい。

須恵系土器の存在が問題視され始めたのはごく最近である（注2）。

頭初は焼成良好な土師器あるいは、須恵器の生焼け、焼戻り土器として処理されてきたのである。しかし、その出土層位、伴出遺物、成作技法など様々な点から、土師器あるいは須恵器成作の段階の異物としてではなく、ある特定の形態を有する土器群として注目されてきた。

\* その主な特徴は「第一にロクロ水挽きであることである。第二の特徴は内、外面両ともに再調整を全く行なわないことがあげられよう。（中略） 第三の特徴として焼成温度が土師器に比してかなり高であることがあげられる。堅さ、色調（明褐色ないし、赤褐色を呈す）からいって、1000℃に近い高火度で焼成したものと考えられ……」（注3）とされている。上述の3つの特徴よりみれば、秋田城跡出土土器も極めて酷似する須恵系赤焼土器と考えられる。

本調査出土の器種は杯、台付杯、小形の皿、蓋でいずれも小石、植物纖維の不純物の少ない良質粘土を用いている。しかし、中には形態、色調等を比較すれば、土師器との区別が困難な土器も少なくない。



1 ~ 4 脇本埋没家屋出土・5 ~ 6 秋田城出土（国営調査）  
第 17 図  
7 ~ 11 胡桃館埋没家屋出土・12 ~ 15 足田門田出土

次に須恵系赤焼土器と同類と思われる資料をここに紹介し、本調査土器考察の手がかりとしたい。県内では、昭和39、40年調査された男鹿市脇本埋没家屋（注4）鷹ノ巣町胡桃館埋没家屋（注5）羽後町足田門田遺跡（注6）がある（第17図）。

脇本遺跡出土須恵系赤焼土器は、赤褐色を呈するものと、よごれた茶褐色を呈する二種類あり、いずれもロクロ水挽と考えられる。焼成良好で底部は回転糸切り、底部、体部下半のヘラケズリおよびヘラミガキ等の二次調整痕はない。口縁部外面に一部油煙状付着物の有する土器もある。其伴関係は明確でないが、同遺跡より須恵器杯も多数出土し、ほとんどが回転ヘラ切りで極少であるが、底部にヘラケズリ痕跡を残す土器もある。伴出遺物には、美濃産の台付皿の灰釉陶器がある（注7）。

胡桃館遺跡出土の土器は、大部分が須恵系赤焼土器である。ロクロ水挽、底部は回転糸切りで二次調整は行なわない。杯のはほとんどは内外面に油煙状付着物があり、土器全体が茶褐色化している

が、これは燈明皿等の用途に用いられた痕跡と考えられる。口縁部は極度に外反するものと、底部から直線的に立ちあがる二種類ある。

足田門田遺跡は、雄勝城の擬定地として知られる足田遺跡の南東2.5kmに位置する。農地整備事業中に発見されたもので、昭和46年10月に2日間の緊急調査が行われ、2か所の性格不明な堅穴遺構と多数の遺物が発見された。成形技法は上記の両遺跡と同様で明褐色を呈す極めていびつな土器である。伴出遺物には、須恵器壺破片がある。

県外出土例としては、岩手県胆沢城跡出土土器がある。本城跡出土遺物については、沼山源喜治が考察されている（注8）。宮城県多賀城跡では、内城地区において、貞觀11年（869）の大震災以降の整地とみられる灰白色粘土層上層より出土する。また第14次調査では、灰釉陶器の出土する住居跡には須恵系赤焼土器はみられず、住居跡群を覆う黒褐色土より皿、三足土器、片口椀と伴出する（注9）。

以上が須恵系赤焼土器出土地の数例であるが、時期的に層位の明確な多賀城跡出土の土器を除けば、実年代を決定できる遺跡を欠き、想定年代については必ずしも一致をみない状態である。脇本遺跡出土土器は平安中期に位置づけられているが、灰釉陶器の伴出を考慮すれば、もう少し時代の降ることも考えられる。また同遺跡から、回転ヘラ切り痕のある須恵器もかなりの出土量があり、須恵系赤焼土器との層位関係が注目される。胡桃館遺跡は、須恵器が少なく須恵系赤焼土器は、大部分が燈明皿として使用されているが、いわゆる浅く極端に外に開く形の皿が出土しない点に特徴がある。これは脇本遺跡にも共通点がある。胆沢城跡出土土器は、層位、伴出遺物は不明であるが、沼山氏の分類したII類、IV類Bが同類と考えられる。沼山氏の論考によれば、11世紀以降に位置づけされている。最後に多賀城跡における想定年代は、14沢出土の灰釉陶器、瓦器質土器と平泉館跡出土の瓦器質土器、須恵系土器より、11世紀から12世紀末頃の年代があたえられている（注10）。

このように各地の須恵系赤焼土器の出土例とその想定年代をみると、10世紀から12世紀に位置づけされる。

秋田城跡の調査は、過去5回にわたり多量の遺物が出土し、その一部が城跡内収蔵庫に収められているが、須恵器を除く大部分の土器は、今年度出土した須恵系赤焼土器と同類土器である。しかし、時期的に分類可能な遺構、土器の編年が明らかにされていない現状では対比すべく資料を他に求めなければならない。

前述した各遺跡、第7・8次出土の灰釉陶器との関連より年代を想定すれば、11世紀が妥当であろう。

多賀城跡においては9世紀末には存在しないこと、11世紀前後と考えられる灰釉陶器出土の住居跡にはみられず、その上層より出土することなどから、東北南部と北部の地理的条件、政治体制を考慮するならば、今回の調査で出土した土器は11世紀を遡ることはないと考える。また多賀城跡におけ

る上限決定の資料として瓦器質土器、片口楕土器があるが、本遺跡においてはみられず、従って11世紀を大きく降ることはない。

須恵系赤焼土器は、基本的にはロクロ水挽、回転糸切りなど成作技法の差はないが、遺跡によつてわずかであるが器形、二次調整、用途の相違がみられる。また1点であるが本調査第8次出土の静止糸切りの存在することなどをみれば、これら土器群の細分は可能であり、その必要性が考えられる。

注1 第8次調査（注1）参照

注2 桑原滋郎「歴史」—ロクロ土師器杯について— 39号 昭和44年

工藤雅樹、桑原滋郎「考古学雑誌」—東北地方における古代土器生産の展開— 57巻3号  
昭和47年

注3 注1に同じ

注4 「脇本埋没家屋第一次調査概報」秋田県文化財調査報告書第5集 昭和40年

「脇本埋没家屋第二次調査概報」秋田県文化財調査報告書第6集 昭和41年

「脇本埋没家屋第三次調査概報」秋田県文化財調査報告書第11集 昭和42年

注5 「胡桃館埋没建物第一次発掘調査概報」秋田県文化財調査報告書第14集 昭和43年

「胡桃館埋没建物第二次発掘調査概報」秋田県文化財調査報告書第19集 昭和44年

「胡桃館埋没建物第三次発掘調査概報」秋田県文化財調査報告書第22集 昭和45年

注6 富樫泰時「足田門田遺跡発掘調査報告書」羽後町文化財調査報告書 昭和47年

注7 富樫泰時氏の御教示による。

注8 沼山源喜治「北奥古代文化」—胆沢城址出土の糸切轆轤土師器とその編年の考察—(P19)

2号 昭和44年

注9 「宮城県多賀城跡調査研究年報」昭和46年

注10 注9に同じ

## (2) 勅使館地区土壙

ここでは第5次調査、12月に行なった現地調査、および前回の発掘調査の成果を元に論を進めていきたい。

結論を簡条書にすれば次のようになる。

(1) 第5次調査土壙は11世紀以降の構築である。

(2) 土壙、空堀を含む勅使館一帯は、従来考えられてきた秋田城外堀線と異なる独立した館跡の可能性が強い。

勅使館地区実測地形図 S=1:2000



第 18 図

第5次調査で確認できた遺構は、巾10m、高さ3mの規模で、西南を出口とする沢を塞いだ形の土壘と、その前面の土壘と同時期かそれよりも古いと考えられるピット群、それに土壘構築基盤上に掘られた柱穴である。土壘積土中には、瓦、須恵器、須恵系赤焼土器等遺物の混入が認められた。

12月には第5次調査地区周辺の現地調査を実施し、南面する二重の土壘と空堀を確認した。長さ約200mにおよぶ空堀を狭んで、外土壘は高さ2~3m、一段上がる内側土壘は高さ2m程で上部台地を弓形状に取り囲む形で各々存在する。外土壘には、4~5ヶ所の擬割があり、その前方には約4m四方の突出部がみられる。また短い空堀状の遺構は各所にあり、その方向は必ずしも一定ではない（第18図、図版2）。

勅使館地区については、昭和34年からの国営調査が行なわれている（注1）。それによれば、土壘はⅢ期に分類されている。「第一期は秋田城の存続した時代に當なまれた時期、第二期は第一期にもっとも近い時期で、盛土に際して第一期層を破壊して溝、外土壘を作ったものと推定する。更に第三期に至って土壘、溝を大きく改修して現在みられる大土壘に溝と、更に外土壘を築いたものと推定する。」その他の遺構には、内土壘平坦部西の舌状台地に、3間×2間（正面4.8×側面3.6m）の建物跡が確認されている。遺物は、内土壘上層より青磁、建物跡付近の床面から青、白磁片が出土し、建物跡に関しては、中世-近世初頭のものと考察されている。

勅使館は、近世中期頃から郷土史家の注目を集めてきた場所で、大規模な土壘、堀を有力な手がかりとして一時「秋田城=勅使館」説も考えられたが（注2）、確かな根拠を欠き定説となるまでは至らなかった。それが昭和34年からの国営発掘によって、秋田城を取り巻く外堀線の一部と考えられ、土壘には修復跡、その内側には中世-近世の遺構も発見され今日に至っている。以上がこれまで勅使館地区に行なわれた調査の概略である。

それでは、土壘および空堀遺構の構築年代はいつか。それには、今年度第5次調査の土壘からみていくことにする。

前述したが、土壘積土中から、わずかであるが遺物が出土した。その遺物の中で最も新しいと考えられる須恵系赤焼土器の出土は、構築年代の下限を示すものであろう。瓦については、県内出土の量が極めて少なく、秋田城出土の瓦についても充分な編年研究が未だなされていない。土器においても県内歴史時代の調査例が極めて少なく、編年研究が充分とは言えないが、各地の調査例、編年等から理解することができる。

考察(1)で述べた如く、須恵系土器は、11世紀とするのが妥当と考えられ、従って須恵系土器群を含む土壘の構築年代は、11世紀を遡るものではない。この第5次調査地域の土壘の延長にある南側土壘については、国営調査において、Ⅲ期又はⅣ期の構築と考えられており、第5次調査土壘とは関連するものと思われる。なお第5次調査において検出された土壘積土下にピット群があり、これは、土壘構築以前の遺構である。また国営調査で第Ⅰ期と名付けられた土壘の存在が報告されているが（注3）、これらの遺構群構築の時期については論ずる資料をもたない。

ところで現存する土塁は直線的または連続的なものではない。上部台地を廻る内側土塁は弓状をなし突端に達して止まる。外土塁は同じく台地に沿って廻り、第5次調査地点で直線的になり山裾に取り付いて消滅する。台地北側は深い浸蝕谷となり自然の要塞を形作っている。勅使館周辺は數度の現地調査を行ったのであるが、第18図に示した以外、焼山、護国神社の土塁と接続するよう北へ延長する土塁状遺構は確認できなかった。このように数度の発掘調査による検出遺構、出土遺物、現地調査等を考えるに、勅使館地区土塁は秋田城外塁線の一部とは考え難く、むしろ土塁、空堀を含む一帯は、一郭を構成していると考えられる。つまり通称勅使館と呼ばれる独立丘陵地帯は、11世紀以降構築された館跡と考えられる。

(小松正夫)

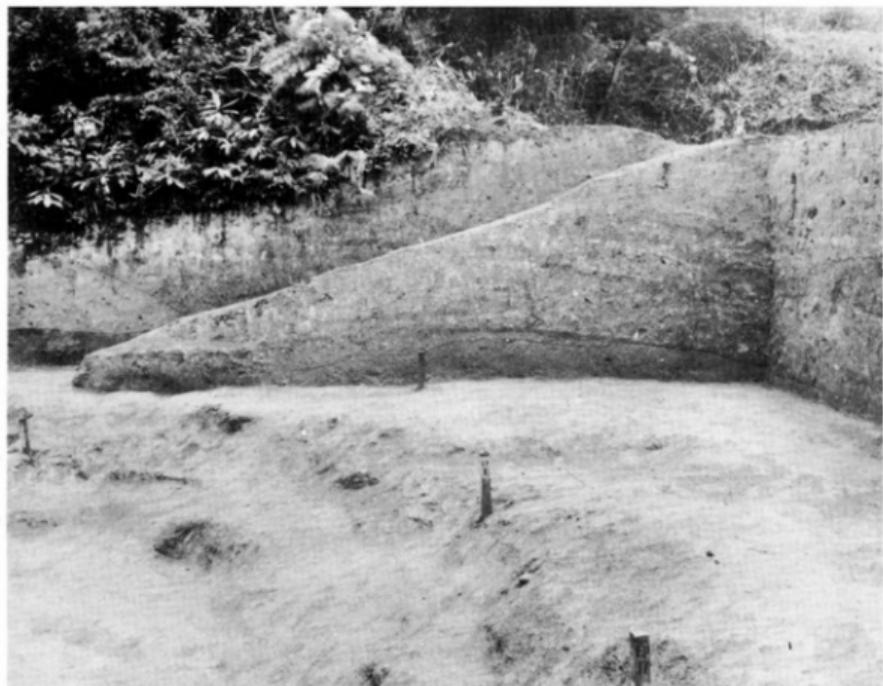
注1 「秋田城跡第三次調査概報」 文化財保護委員会 昭和36年

注2 「寺内村記」 秋田県立図書館東山文庫



図版 3 第5次発掘調査地域

上、土塁全景 東から 下、土塁 東から

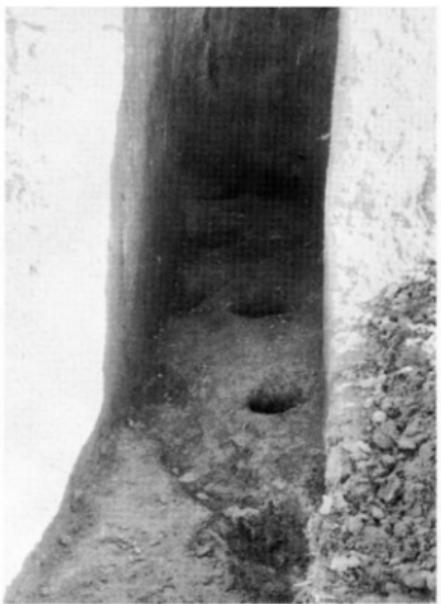


図版 4

上、土壠内側積土状況 西から

左、土壠切断部積土

右、土壠切断部積土と土壠積土下の柱穴



図版 5

上左、土壠積土下の柱穴と溝 南から

上右、土壠内側 東から

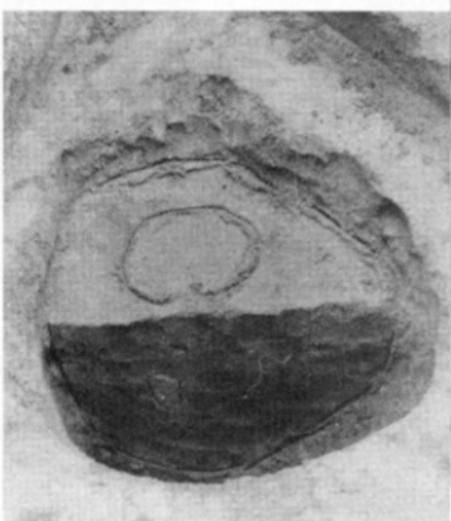
下、第6次発掘調査地域全景 北から



第7次発掘調査  
地域全景  
東から



ツキ固めと溝  
南から



図版 7

上、上 下ツキ固め細部

左、柱穴群 右、柱穴





1



2



9



10



11



12



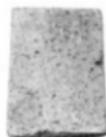
3



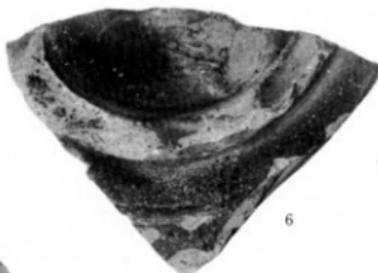
4



13



5



6



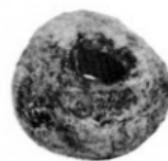
14



15



7



8



16



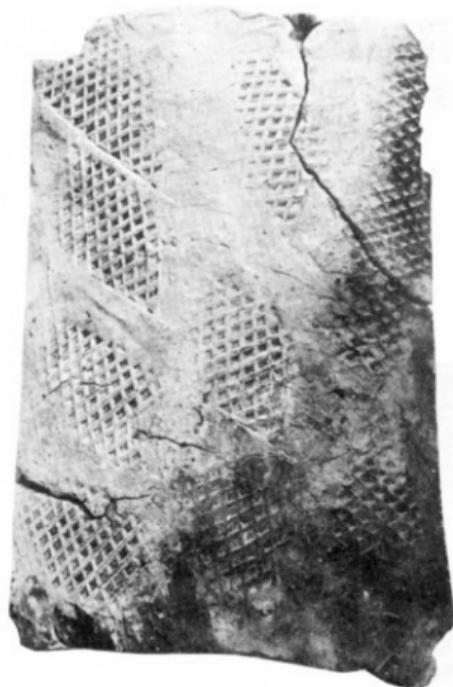
17

図版 9

1 ~ 4 第5次調査、5 ~ 6・16第7次調査、7 ~ 17第8次調査



1



2



3



4



5

# 秋田城跡発掘調査事務所要項

## I 組織規定

秋田市教育委員会事務局組織規則 拠幹(昭和37年5月8日 教育規則第3号)  
(最終改正 昭和47年7月20日 第6号)

### 第1条

3. 第3条第3項に掲げる事務を分掌させるため、社会教育課に所属する機関として、秋田城跡発掘調査事務所を置く。

### 第3条

3. 秋田城跡発掘調査事務所における事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

一、史跡秋田城跡の発掘に関すること。

二、史跡秋田城跡の調査および研究に関すること。

## II 発掘調査体制

### 1) 調査主体

秋田市教育委員会 教育長 船山忠重 社会教育課長 小野寺久治

秋田城跡発掘調査事務所		
氏名	職	所属
佐々木栄孝	主査	秋田市教育委員会事務局
小松正夫	主事補	"
菅原俊行	"	"
古泉弘	補佐員	
高野芳宏	"	
千葉基次	"	
柏谷光子	事務嘱託	

### 2) 調査指導員

宮城県多賀城跡調査研究所		
岡田茂弘	所長	
工藤雅樹	技師	
桑原滋郎	"	
進藤秋輝	"	
平川南	"	
西脇俊郎	"	

